

アルジェリアの経済・貿易・投資

2016年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

海外調査部 中東アフリカ課

【免責条項】.....

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した
内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は
一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....

目次

| | |
|---|----|
| 1. 基礎情報..... | 1 |
| 2. 政治・治安動向..... | 1 |
| (1) 政治概況 | 1 |
| (2) 治安問題 | 3 |
| 3. 経済概況 | 7 |
| (1) 経済成長の推移 | 7 |
| (2) 産業構造の特徴 | 7 |
| (3) インフレ率と失業率 | 8 |
| (4) 国際収支、外貨準備高 | 8 |
| (5) 財政収支 | 9 |
| (6) 国家開発計画概要と進捗 | 9 |
| (7) 大型の民営化・開発プロジェクト | 12 |
| 4. 貿易 | 22 |
| (1) 貿易動向 | 22 |
| (2) 主要貿易品目及び主要貿易相手国 | 22 |
| (3) 主要貿易協定 | 25 |
| (4) 貿易・為替管理制度 | 26 |
| ① 外貨規制 | 26 |
| ② 貿易取引に関する規制 | 27 |
| (5) 輸出促進制度 | 28 |
| (6) 輸入規制動向 | 29 |
| 5. 投資環境 | 31 |
| (1) 対内直接投資動向 | 31 |
| ① 概況 | 31 |
| ② 近年の投資プロジェクト（非炭化水素部門） | 32 |
| (2) 外国投資促進政策・制度、外国投資規制 | 38 |
| ① 投資誘致機関 | 38 |
| ② 投資促進制度（2014年予算法により部分改訂） | 38 |
| ③ 総合工業開発ゾーン（Zones industrielles de développement intégré – ZDI） | 40 |
| ④ 法的枠組み | 41 |
| ⑤ 投資規制 | 41 |
| (3) 事業所設立形態と必要手続き | 43 |
| ① 企業形態 | 43 |
| ② 必要手続き | 44 |
| (4) 税制 | 44 |
| (5) 従業員雇用（労働法制度）と人件費 | 45 |
| ① 雇用体系 | 45 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| ② 労働条件..... | 46 |
| ③ 雇用契約解除 | 46 |
| (6) インフラ環境 | 47 |
| (7) 世界銀行の Doing Business ランキング等 | 49 |
| (8) 投資の際の注意事項..... | 49 |
| 6. アルジェリア-EU 関係 | 50 |
| (1) EU アルジェリア連合協定 | 51 |
| (2) 経済協力プログラム..... | 52 |
| 7. アルジェリア-日本関係 | 53 |
| (1) 貿易関係 | 53 |
| (2) 投資関係 | 54 |
| (3) 近年の大型プロジェクト受注実績..... | 55 |
| (4) 経済協力関係 | 56 |
| 8. 外国直接投資プロジェクトリスト | 58 |

1. 基礎情報

正式名称: アルジェリア民主人民共和国
(People's Democratic Republic of Algeria)

面積: 238 万平方キロメートル

人口: 3,954 万人(2015 年)

首都: アルジェ

民族: アラブ人(80%)、ベルベル人(19%)、その他(1%)

言語: アラビア語(国語、公用語)、ベルベル語(国語)、フランス語

宗教: イスラム教スンニ派

通貨: アルジェリア・ディナール(DZD)



2. 政治・治安動向

(1) 政治概況

アルジェリアは 1830 年から 1 世紀以上にわたりフランスの植民地支配を受けた。アルジェリアの独立は、1954 年から 7 年半続いた激しい内戦を経て、1962 年にようやく実現した。独立運動の中心となったアルジェリア解放戦線 (FLN) が独立後の政治も掌握し、1990 年まで一党独裁政権が続いた。1991 年の議会選挙第 1 回投票でイスラム原理主義政党が大勝し、危機感を持った当時の政府と軍が第 2 回投票を中止したことから、イスラム原理主義過激派によるテロが活発化し、国内情勢が悪化した。1995 年、初の複数候補による大統領選挙で選出されたゼルアール大統領は、テロ対策の強化を含めた内政・治安情勢の正常化に尽力した。一連の民主化プログラムが進められる中、ゼルアール大統領は 2000 年の任期満了を待たずに辞任したため、1999 年 4 月に大統領選挙が行われ、ブーテフリカ大統領が選出された。同大統領は、国内テロにより悪化したアルジェリアのイメージ改善のため、特に G8 等先進諸国との外交を積極的に推進した。

2004 年 4 月、任期満了に伴う大統領選挙が行われ、得票率約 84% という圧勝でブーテフリカ大統領が再選を決めた。同年 4 月 26 日に発足したウーヤヒア内閣は、安定指向の内閣となった。2005 年 5 月の内閣改造後もウーヤヒア氏は首相に留任したが、2006 年 5 月には大統領の再選制限を撤廃する憲法改正に消極的だと批判され、首相を辞任し、代わって憲法改正に積極的であったアブデルアジズ・ベルカデム元外相を首相とする新内閣が発足した。2007 年 5 月の総選挙では FLN 党の圧勝を導いたものの、国内経済悪化への効果的な対策を打ち出せなかつたことに対する批判が強まり、2008 年 6 月には再びウーヤヒア氏が首相に任命された。

大統領が 2005 年 8 月に発表したテロリストへの追訴免除や恩赦を盛り込んだ「国民和解憲章」(Charter of Peace and National Reconciliation) は 2006 年 2 月末に発効し、国民から多くの支持を集めた。また、これまでアルジェリア政治に大きな影響を及ぼしてきた軍の権力を抑えることにも成功したブーテフリカ大統領は、3 選を可能とするための憲法改正を 2008 年 11 月に行い、2009 年 4 月の大統領選で 3 選を果たした。

総選挙（国民議会選挙）

2012年5月に国内48県と国外4地域を選挙区とする比例代表制により、国民議会（下院）選挙が実施された。議席数は389席から462席に増加。FLN党が208議席を獲得して第1党となり、続いてアルジェリア民主連合（RND）が68議席を獲得した。ブーテフリカ大統領を支持する与党連合が大きく議席を増やし、議会の62%を占める結果となった。前回与党3党連合の1政党であったイスラム系の平和社会運動（MSP）は12年1月に離脱を発表、12年3月に稳健派のイスラム政党3党と連合組織「緑のアルジェリア同盟」を結成した。近隣国でのイスラム政党の躍進の波に乗り議席数増加を目指したが、前回の59席（それぞれ51議席、5議席、3議席）から49席へと議席を減らし、議会での影響力を後退させている。次いで、2002年、2007年の総選挙をボイコットしていた社会主義勢力前線（FFS）が27議席を獲得。急進左翼政党の労働党（PT）は24議席を確保した。2012年の総選挙投票率は43.1%で、2007年の総選挙（35.7%）及び事前の予測を上回る結果となった。とは言え、政府は国際選挙監視団の派遣を受け入れるなど、今回の総選挙の公正さと透明性を有権者に訴え、投票を呼びかけていたものの、過半数に届かない結果となった。2012年の総選挙後は、約4ヶ月間に渡り首相指名が行われず政治的休止状態が続いたが、9月にブーテフリカ大統領の側近で政治経験豊かなセラル元水資源相が首相に任命され、新内閣が発足した。

地方選挙

2012年11月に地方議会選挙（市町村議会および県議会選挙）が行われた。投票率はそれぞれ44.2%及び42.9%。与党FLNは、1,541に上る市町村のうち159の市町村で絶対多数を、832の市町村で相対多数を獲得し、7,191議席を確保。次いで、与党連合であるRNDが132の市町村で絶対多数を、215の市町村で相対多数を獲得した。以下、無所属17、文化民主主義連合（RCD）が13、アルジェリア人民運動（MPA）が12の市町村での過半数獲得と続く。県議会選挙ではFLNが685議席を獲得しトップに立ち、以下、RND487議席、MPA103議席、FFS91議席、MSP76議席、無所属76議席と続いている。

2014年大統領選挙¹

ブーテフリカ大統領が81.5%の票を集め2014年4月17日に4度目の当選を果たした。しかし投票率は51.7%で前回2009年大統領選挙の際の74%を大幅に下回る数字となった。大統領選挙後、2014年5月16日大統領府公式サイトにて憲法改正案が発表され、その中に2008年にブーテフリカ大統領が3選を達成する目的で廃止された任期制限の復活案がある。2016年の実施を目指し、間もなく最終の改正案が発表される予定。また2015年に78歳となったブーテフリカ大統領の健康状態は常に不安視されている。2013年4月27日から7月16日までは重症の脳梗塞でフランスに入院と報じられ、その後数ヶ月間はアルジェリア国内で公の場に姿を現さなかった。2014年11月にはグルノーブルの病院で心臓病専門科に入院したことが公式発表されている。しかし、2014年12月パリのヴァル・ド・グラース軍事病院に3日間入院したとのアルジェリアでの報道に関しては、直後に政府がこれを否定した。2015年6月に2時間にわたり会談を行ったオランダ仏大統領は、体の自由が利かなくなってきたことは確かだが、政治における判断力は全く衰えていないとし²、11月にはセラル首相が健康状態に変

¹ 2014年5月16日付 ハフィントン・ポスト マグレブ版、2014年11月27日付ネット版人民日報仏語版

² ハフィントン・ポスト 2015年6月16日付記事

わりはなく、政治決定は大統領が行っていると発表した³。後継者問題に関しては数々の噂が飛び交うが、大統領の実弟で大統領特別顧問であるサイード・ブーテフリカ氏（58歳）が有力候補者の一人とみなされている。ブーテフリカ大統領は2019年の任期終了後引退する意向を示しているが、2014年8月に、国務大臣で有力な後継者と考えられていたベルカデム氏を政権与党であるFLNの政令を通じ、現職務、並びにFLN党内の役職からも全て解任。2015年9月には、25年間諜報治安局（Département du Renseignement et de la Sécurité : DRS）の長官を務めたムハンマド・メディエン氏を退任させており、大統領と共に国内で大きな権力を持つDRSの弱体化を図り、大統領に有利な政権継承の準備を行っていると見られている⁴。

（2）治安問題

ブーテフリカ大統領が開始したテロ討伐作戦及び国民和解によりアルジェリアにおけるテロ事件は近年減少傾向にあり、発生件数では2002年の109件から2011年には15件、被害者数は500人から25人に減少した⁵。しかし、2012年3月及び6月の「西アフリカの一神教と聖戦集団（MUJAO）」による憲兵隊の建築物に対するテロ、2013年1月に起こった武装勢力によるイナメナスの天然ガスプラント施設襲撃事件、2014年9月のフランス人登山家誘拐及び殺害事件など、現在、リビア及びマリ北部情勢の流動化に伴いテロ活動が活発化している。また、活動資金を目的とした強盗・誘拐事件も増加傾向にある。政府は国内の石油・天然ガスプラント施設及び国境の警備強化を図っており、国境付近では治安部隊とテログループとの間で衝突や武器の押収が発生している。

イナメナス天然ガスプラントでのテロ事件発生⁶

2013年1月16日、アルジェリア南部のイナメナス近郊ティゲントゥリンの天然ガスプラントで4日間に渡る人質監禁事件が起こった。犠牲者は8カ国の外国人37人、アルジェリア人警備職員1人、襲撃者側29人。犠牲者の中にはプラント従業員として勤務していた日本人17人中10人が含まれる。テロリストは約40人で突撃。このテロの首謀者と目されるアルジェリア人モクタール・ベルモクタールは未だ逮捕されていない。サハラ砂漠南縁地帯で主に活動している新テログループ、アルムラビトゥン（2013年5月ナイジェリア北部でのテロ事件の首謀者）の指導者と考えられている。2013年1月から6月のマリ北部におけるフランス軍介入が周辺地域のテログループを弱体化させているが、消滅させるには至っていない。フランス軍は2014年10月より、再び大規模な軍事活動を余儀なくされている。マリの反政府勢力がアルムラビトゥンなどイスラム過激派と同盟関係を結んだと考えられ、これに対抗するための介入とされる。イナメナス天然ガスプラントは襲撃事件で損害を受けたが改修・改築され、2013年2月より段階的に営業再開し、2014年からは通常運転に入っているが、主な技術スタッフおよび従業員はソナトラックのアルジェリア人職員。ノルウェーのスタットオイル、イギリスのBP(British Petroleum)の幹部は2014年6月に復帰。2014年9月には外国人スタッフの勤務シフトも通常に戻っている。従業員を陸路でなく空路で運ぶための専用飛行場が建設された。軍事兵舎もプラン

³ El Watan 2015年11月21日付記事

⁴ Jeune Afrique 2015年9月15日付記事、AFRIK.NEWS 2015年9月15日付記事、

⁵ 経済平和研究所（Institute for Economics and Peace、ニューヨーク）年間レポート2012年版

⁶ マグレブ・エメリジョン 2014年9月1日付記事、エリ・ムジヤヒッド 2013年5月18日付記事、ル・マグレブ 2013年2月7日付記事

ト近隣に建設され、イナメナス方面への道路に数多くのバリケードが設置された。

イナメナス以後の治安リスク⁷

アルジェリア政府の規定により、石油工場防衛あるいは外国人移動時の警護は政府の治安部隊が請け負っている。外国企業は希望すればコントロール・リスクス (Control Risks)、ジェオス (Géos)、サービス (Serving)、アマラント (Amarante) といった欧米の民間セキュリティー会社に業務依頼することもできる。しかし、現状では安全専門企業はあくまで地元企業であることが定められており、政府が欧米民間会社に許可する事業は「警備及び現金・機密扱いの物品の運送」のみであることが大前提である。但し、これらのセキュリティー会社は、国立商業登録所により公布された法規 607043 号に定められた「安全の調査・コンサルティング・援助に関する営業活動を許可する」という一文の解釈により合法的営業を展開しているため、選ぶ側の外国企業にとって複雑な状況である。イナメナスでのテロ事件を受け、ノルウェーのスタッフオイルはアルジェリア治安部隊による安全確保について、「外国セキュリティー会社は武器をもつことができない。任務の内容にもよるが 1 日の任務に付き 800 ヨーロから 1,200 ヨーロが必要。外国のセキュリティー会社では大抵の場合監視任務の一部をアルジェリア民間セキュリティー会社が下請けしている。これらの外国企業は憲兵隊から承認を受けしており、武器の着用が認められているが簡易武器にとどまるのに対し、テロリストらは重装備である」と疑問を投げかけた。

最近の国内社会動向

チュニジアやエジプトにおける民主革命の影響を受け、アルジェリアでも 2011 年 1 月、基礎食料（砂糖、小麦粉、食料油等）への補助金削減に反対する抗議デモが、若者の高い失業率や政治腐敗への抗議行動へと、次第に発展した。同年 2 月 12 日、首都アルジェでは野党を中心とする労働組合員、市民グループなどが現大統領退陣を求めて大規模な抗議デモを実施した。数百人が参加したが大量動員された機動隊により鎮圧された。

ブーテフリカ大統領は、これらの反発を和らげるため 1992 年以来 19 年間維持してきた非常事態宣言を 2011 年 2 月 24 日に解除した。また、ウーヤヒア首相は基礎食料に対する関税や付加価値税の減税措置を発表した。

以降、政府は新政党やメディア、女性の政治参加に関する新しい法令を定めるなど憲法改正を進めている。2012 年 1 月の新党に関する法改正以降、3 月までに新政党 11 党が内務省により認可された。2012 年 5 月に行われた総選挙には新政党 21 党を含む 44 党が参加した。

2015 年 11 月 1 日の革命記念日の演説においてブーテフリカ大統領は、2014 年の大統領選後に発表していた憲法改正を行う意思を改めて表明。2016 年 2 月 7 日に討論不在で議会投票が行われ、絶対多数で新憲法は議会の承認を得た（賛成 499、反対 2、棄権 16）。憲法改正の主な内容としては、大統領任期の 2 期までの制限、国家経済の贈収賄行為からの保護、礼拝の自由、労働市場における男女平等の推進などが盛り込まれている。また、アルジェリア国民としてのアイデンティティーの強化が様々な形で見られ、ベルベル語（タマジグ語）が正式に国語（公用語ではない）として認められる一方で、二重国籍保有者の政府高官との接触を禁止することが定められている。大統領選挙の被選挙権の条件

⁷ アルジェリア・ウォッチ 2013 年 1 月 24 日付記事

は両親がアルジェリア国籍であること、配偶者が二重国籍を有さないアルジェリア国籍であること、過去10年アルジェリアに在住していることを義務付けている。

セラル内閣閣僚名簿

(2015年7月23日現在)

| | |
|-----------------------|------------------------|
| 首相 | Abdelmalek SELLAL |
| 政府事務局長 | Ahmed NOUI |
| 官房長官 | Mustapha Karim RAHIEL |
| 国務大臣兼外務・国際協力大臣 | Ramtane LAMAMRA |
| マグレブ・アフリカ連合・アラブ連盟担当大臣 | Abdelkader MESSAHEL |
| 国防副大臣・人民國軍参謀長 | Ahmed GAID SALAH |
| 法務大臣 | Tayeb LOUH |
| 財務大臣 | Abderrahmane BENKHELFA |
| エネルギー大臣 | Salah KHEBRI |
| 水資源・環境大臣 | Abdelouahab NOURI |
| 商務大臣 | Bakhti BELAIB |
| 内務・地方行政大臣 | Nouredine BEDOUI |
| 宗教問題慈善事業大臣 | Mohamed AISSA |
| 国土整備・観光・手工業大臣 | Amar GHOUL |
| 国土整備・観光・手工業大臣付手工業大臣 | Aïcha TAGABOU |
| 運輸大臣 | Boudjema TALAI |
| 国民教育大臣 | Nouria BENGHEBRIT |
| 公共土木工事大臣 | Abdelkader OUALI |
| 国民健康・病院改革大臣 | Abdelmalek BOUDIAF |
| 文化大臣 | Azzedine MIHOUBI |
| 高等教育・科学研究大臣 | Tahar HADJAR |
| 郵政・通信情報技術大臣 | Iman HOUDA FERAOUN |
| 職業教育・訓練大臣 | Mohamed MEBARKI |
| 住宅・都市計画大臣 | Abdelmadjid TEBBOUNE |
| 国会対策大臣 | Tahar KHAOUA |
| 労働・雇用・社会保障大臣 | Mohamed EL GHAZI |
| 農業・農村開発・漁業大臣 | Sid Ahmed FERROUKHI |
| 国民連帯・家族・女性地位向上大臣 | Mounia MESLEM |
| 中銀總裁 | Mohammed LAKSACI |
| 産業・鉱山大臣 | Abdessalem BOUCHOUAREB |
| ムジャーヒディーン大臣 | Tayeb ZITOUNI |
| 青少年・スポーツ大臣 | El Hadi Ould Ali |
| 通信大臣 | Hamid GRINE |
| 財務大臣付予算・予測担当大臣 | Hadji BABA AMMI |

(出所：アルジェリア首相ホームページ)

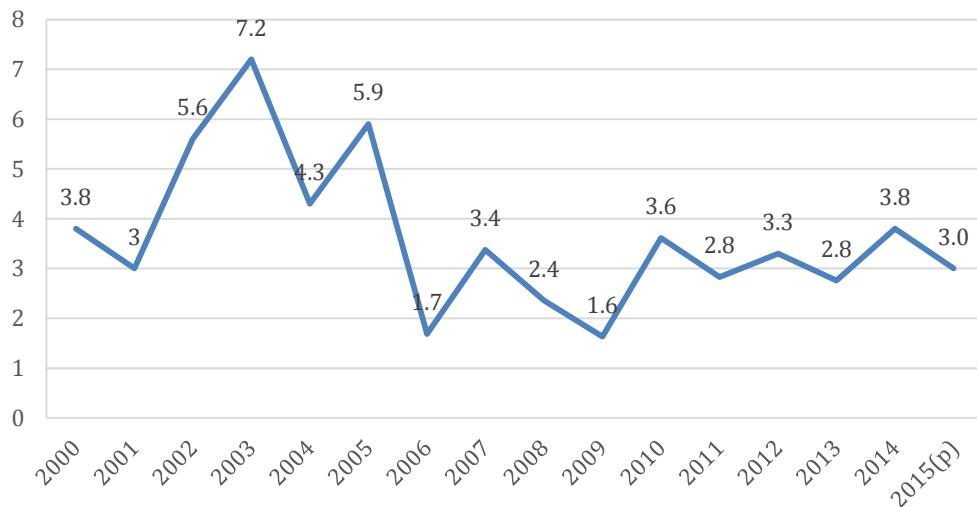
3. 経済概況

(1) 経済成長の推移⁸

アルジェリア経済は、2000年初頭以降、国際市場における炭化水素燃料の高騰により順調な成長を続け、経済・社会開発を実現させてきた。2009年~2013年の年平均実質GDP成長率が2.8%と一旦減速していたが、2014年は前年比1ポイント増の3.8%と改善傾向を示した。この成長は、内需拡大、公共投資の増加を始め、非炭化水素部門の成長（2013年は7.1%、2014年は5.5%）が堅調なことに起因している。2015年は新たな鉱脈開発による炭化水素部門の生産量の増加（1.3%）がみられた一方、2014年第2四半期以降の原油価格の急落（年平均ブレント価格は前年比で約50ドルへ半減）による炭化水素部門の業績不振と、非炭化水素部門の成長減速から経済成長率は3%に低下した。

図1：アルジェリアの実質GDP成長率の推移

（単位：%）



（出所：IMFデータ）

(2) 産業構造の特徴

アルジェリア経済は原油・天然ガスを始めとする炭化水素部門に大きく依存しており、炭化水素部門が占める割合は輸出総額で97.2%、財政収入で59.2%、GDPでは27%（2014年⁹）に至る。財政収入、GDPに占める割合は徐々に小さくなっているが輸出に占める割合は未だ非常に高く、ほとんどすべての外貨を同部門で得ていると言っても過言ではない。そのため、同国経済は原油価格の動きに大きく左右されており、安定的な経済発展のためには産業の多角化が最重要課題となっている。なお、アルジェリアは2014年、原油生産量で世界第18位（世界シェア1.6%）、原油埋蔵量で第17位（同0.7%）、天然ガス生産量で第9位（同2.2%）、天然ガス埋蔵量で第10位（同2.4%）となっている¹⁰。

非炭化水素分野の成長は2014年にやや減速しているが、依然として高い成長率を維持している（5.5%増、2013年は7.1%増）。しかし、GDPに占める割合は、農業が10.6%、工業部門（炭化水素部門除く）

⁸ 世界銀行国別データ、LE MOCI国別データ、HUFFINGTON POSTマグレブ版 2015年10月6日付記事

⁹ アルジェリア中央銀行 年間レポート2014

¹⁰ BP(British Petroleum) Statistical Review of World Energy, June 2015

が 5%、商業・サービス部門が 25.2%、公共工事が 10.8%、行政サービスが 16.3%と、炭化水素分野との比較では依然割合は小さい。

一方、就業者の産業部門別の割合は、サービス部門が大きく全体の 60.8%を占め、以下、公共工事部門が 17.8%、工業 12.6%、農業 8.8%となっている。また、民間企業ならびに官民合弁企業の割合は 60%で、国・公営企業の 40%を上回っている。炭化水素分野は経済の中心となっているが、雇用人口は 3%に過ぎない¹¹。

表 1 部門別 GDP 構成比（2014 年）

| | |
|-------------|-------|
| 炭化水素 | 27.1% |
| 商業サービス | 25.2% |
| 公共土木事業 | 10.8% |
| 農業 | 10.6% |
| 工業（炭化水素を除く） | 5% |

（出所：アルジェリア中央銀行）

（3）インフレ率と失業率

2009～2013 年の平均インフレ率は 5.47%。輸入食料品価格の上昇に加え、2011 年以降は、通貨下落傾向や原材料の国際市況上昇もあり、各種工業製品の価格も上昇している。2014 年のインフレ率は 2.9%となり、2012 年の 8.9%、2013 年の 3.3%から下降傾向を維持し、物価上昇は落ち着いたが、2015 年に入り、再び 4.8%に上昇した。特に食料品のインフレ率は 4.7%、衣料品は 8.7%となり、基本的生活用品の値上がりが目立つ。

2015 年の年間平均失業率は 11%で、前年の 10.6%から上昇した。2015 年 9 月時点（失業率 11.2%）の内訳を見ると、特に若年層（16 歳から 24 歳）の失業率は 29.9%と前年の 25.2%からさらに上昇した。性別では、男性の失業率は 9.9%であるのに対し、女性の失業率は 16.6%と高い。高等教育修了者の失業率は 2010 年に 21%に達したが、2013 年は 13%まで低下した。しかし、2014 年 9 月時点では 16.4%と、再び上昇した。2015 年の 9 月時点では 14.1%と再減少したが、依然として高い数字になっている。この層の男女格差は大きく、男性が 8.5%であるのに対し、女性は 20.5%に達する。地域別に見ると、都市部の失業率 11.9%に対し、農村部は 9.7%となっている。

（4）国際收支、外貨準備高

2014 年、経常収支は過去 15 年で初めて、93 億ドル（対 GDP 比 4%）の赤字を計上した。これは 2014 年第 2 四半期以降の原油価格急落の影響で、炭化水素製品の輸出量低下、輸入の増加が影響している。同様の傾向は 2015 年も続き、2015 年第 1 四半期には 107 億 2,000 万ドルにまで拡大している。2015 年平均のブレント原油価格が 52.35 ドルで前年の 99.02 ドルから大幅に下落したことから、2015 年の経常赤字は対 GDP 比 13.2%に拡大した。

外貨準備高は、原油価格の上昇、高値推移により 2005 年末の 561 億 8,000 万ドルから 2013 年末には

¹¹ Fiche Pays Algérie, UBIFRANCE 2014

1,940 億ドル（輸入の 3 年分、対 GDP 比 68%）にまで増加した¹²。しかし、原油価格急落の影響により、2014 年末には 1,789 億ドルに減少。2015 年には 1,510 億ドルにまで落ち込んでいる。

政府は、2000 年に歳入調整基金（Fonds de régulation des recettes : FRR）を設立し、原油・天然ガス輸出により得られた収入の余剰分を FRR に投入している。FRR は、国際的経済変動への対応、対外債務返済、財政の補填に貢献しており、アルジェリアのマクロ経済の安定化に大きな役割を果たしてきた。しかし、2013 年末の FRR の残高は 5 兆 2,388 億 DZD であったが、2014 年末は 4 兆 4,085 億 DZD、2015 年 9 月末には 2 兆 9,130 億 DZD と劇的に減少している¹³。

対外債務残高は 2004 年末には 214 億ドルであったが、2006 年半ば以降 100 億ドルを割り込み、2014 年末には 37.4 億ドルまで縮小した。対 GDP 比も 2004 年の 17% から、2014 年には 1.9% まで低下した。中央銀行は、2015 年の対外債務の対 GDP 比を 1.5% と予測し、低下傾向は続くとみている。

(5) 財政収支

財政収支は炭化水素収入の拡大により黒字が続いているが、リーマンショック後の世界経済減速で原油価格が下落した 2009 年に 339 億 1,900 ドルの赤字となり、10 年ぶりに赤字に転落した。2010 年以降、原油価格は再び上昇局面に入るが、継続的な財政支出の拡大により、一次財政収支は赤字計上を続けている。赤字は FRR からの繰入金により補填されているが、歳入に対する比率は 2014 年には 27.1% に達した。原油価格が当面低水準で推移するとみられる中、政府にとり財政構造の見直しと転換が重要な政策課題となっている。

(6) 国家開発計画概要と進捗

炭化水素分野からの潤沢な財政収入を背景に、政府は 2001 年より「公共投資 5 カ年計画」を設定、大規模な公共投資を実施し、アルジェリア経済はこれらの公共投資によって支えられてきた。「2005~2009 年公共投資 5 カ年計画」では 2,000 億ドルが投入され、道路建設、港の近代化、鉄道網の拡張などインフラ整備に著しい向上が見られた。「2010~2014 年公共投資 5 カ年計画」では、5 年間で 2,860 億ドルの公共投資（2009 年 GDP の 2 倍に値する額）を行い、そのうち 1,300 億ドルは大規模な公共事業への継続支出であった。残りの 1,560 億ドルは公共住宅 200 万戸の建設や教育施設 5,000 件の建設・改修工事、1,500 以上の病院建設・改修工事などに充てるとした。

セラル首相は 2014 年 6 月、同 5 カ年計画について、「2010 年から 2014 年までの経済成長は平均で 4% あり、その間インフレ率は 3.5% 程度に抑えられた」との肯定的な公式総括を行った¹⁴。貧困率は 2014 年の人口の 5% に減少。失業率に関しては 2000 年初期には 30% に近かったが、2015 年 9 月には 11.2% となり、最終的に計画は 65% から 95% の割合で実現されたとされる。一方、高速道路の整備事業では、東西高速道路が 2006 年に着工したものの、2015 年現在も未完成であるなど、大規模開発計画の大幅な遅延が指摘されている。IMF の評価では、首相が公表した 4% 成長は達成されておらず、2010~2014 年間の GDP 成長率は 2.7%~3.6% の間を変動している。インフレ率に関しては小麦粉、油、砂糖、ガソリンなどに対する政府の補助金支給により抑制されたとしており、また、失業率は公務員の大量採用によって低下しているとし、経済学者の多くが、政府の 5 カ年計画の肯定的な総括に対し慎重な見

¹² アルジェリア中央銀行、Rapport 2011、WTO Statistics database

¹³ アルジェリア中央銀行、Rapport 2014、Tendances financières et monétaires au deuxième semestre 2015

¹⁴ 政府系通信社アルジェリ・プレス・サービス 2014 年 8 月 27 日付記事

方を示している。

2015～2019年を対象に施行される新たな公共投資5カ年開発計画では、失業率の削減、市民の生活環境の改善、経済の多角化などを目指しており、2,000億ドルの外貨準備高、5兆6,000億DZDのFRR残高、ほぼゼロに近い財政赤字という2013年度実績をベースに、引き続き2,620億ドル（2013年GDPの130%）という大規模な投資が計画された。当該期間の目標年平均経済成長率は7%。また、5カ年計画の枠外でも、国営炭化水素公社（ソナトラック）が炭化水素部門の近代化のために約1,000億ドル規模の投資を行う計画である。

新5か年開発計画（エネルギー部門は除く）の主な内容は以下のとおり¹⁵。

- 交通インフラ：道路網では中央部の高速道路完工、沿岸地帯の港と南部県およびマリ、ナイジェリア、チャドに至る地域を結ぶためのサハラ横断高速道路の完工など。鉄道網ではネットワーク全体の電化、都市交通の近代化など。海洋部門では、港と鉄道の連結、大型船舶の新造など。また、航空分野では16機の航空機購入も引き続き行われるだけでなく、アルジェ、オランに新空港建設が予定されている。
- 雇用及び住宅設備：220万の住宅建設。実施のためのツールの再構築、建設プロセスの工業化、賃貸市場の促進などを目指す。雇用に関しては、農業、工業、観光、工芸品などの雇用創出分野での投資を増加し、中小企業の発展を推進する。
- 農業部門：灌漑面積の100万ヘクタールの拡張、サハラ地方の農業開発、衛生検疫保護の強化、機械化の強化など。幅広い消費のための農産品の多様化と優位性のある製品の輸出促進を目指した食品産業の発展強化も行う。

当計画は油価が1バレル当たり100ドルであった時期に策定されており、50ドルを切った2014年後半以降の状況を考慮し2015年補正予算案では緊縮財政及び増税が盛り込まれた。また、2015年8月には財務省により住宅分野を除いた公共投資プログラムが凍結されている。

2015年11月30日に国民議会にて承認された2016年予算法における主要な指標は以下のとおり。

- 成長率4.6%
- インフレ率4%
- 歳入4兆9,527億DZD（前年比4%減）
- 歳出7兆9,833億DZD（義務的経費4兆8,073億DZD、投資的経費3兆1760億DZD）（前年比9%減）
- FRR1兆7,970億DZD
- 社会保障費1兆4,615億DZD（住宅補助金4,770億DZD、食料補助金（小麦、乳製品、砂糖、油）2,220億DZD、医療補助金3,165億DZD）

¹⁵ マグレブ・エメリジョン 2014年5月30日付記事、2014年6月2日のセラル首相の国会挨拶

表2 主要経済指標（2015年）

| 項目 | 2015年 | 2014年 | 2013年 |
|---------------|---------|--------|--------|
| 実質GDP成長率 | 3.0% | 3.8% | 2.8% |
| 1人当たりGDP(米ドル) | 5,406 | 5,446 | 5,508 |
| インフレ率 | 4.8% | 2.9% | 3.3% |
| 失業率 | 11% | 10.6% | 9.8% |
| 輸出総額(米ドル) | 378億 | 629億 | 655億 |
| 輸入総額(米ドル) | 515億 | 586億 | 550億 |
| 貿易カバー率(輸出/輸入) | 73% | 107% | 118% |
| 貿易収支(米ドル) | △137.1億 | 43.1億 | 105億 |
| 経常収支(対GDP比) | △13.2% | △4% | 0.4% |
| 外貨準備高(米ドル) | 1,510億 | 1,789億 | 1,940億 |
| 財政収支(対GDP比) | △11.5% | △7% | △1.5% |
| 対外債務(対GDP比) | 1.5%* | 1.9% | 1.6% |

(注: *予測)

(出所: 仏財務総局、財務所関税事務局、アルジェリア中央銀行)

表3 為替レート(対DZD)

| | 2015年平均 | 2014年平均 |
|------|---------|---------|
| 1米ドル | 100.44 | 80.56 |
| 1ユーロ | 111.41 | 106.91 |

(出所: アルジェリア中央銀行)

表4 マグレブ3カ国の経済指標比較(2014年)

| | アルジェリア | チュニジア | モロッコ |
|----------------|---------|---------|--------|
| 実質GDP成長率(%) | 3.8 | 2.3 | 2.9* |
| GDP(10億US\$) | 214.08* | 48.55 | 109.2* |
| 一人当たりGDP(US\$) | 14,259* | 11,300* | 7,606* |
| 消費者物価上昇率(%) | 2.9 | 4.9 | 0.4* |
| 経常収支(10億US\$) | △9.3 | △4.33 | △6.38* |
| 経常収支対GDP比(%) | △4.0 | △8.9 | △5.8* |
| 対外債務対GDP比(%) | 1.9 | 27.8 | 30.3 |

(注: *はIMFによる推計値)

(出所: IMFデータベース、アルジェリア中央銀行、チュニジア中央銀行、OECD African Economic Outlook 2015)

(7) 大型の民営化・開発プロジェクト

<民営化>

計画経済から市場経済への移行に向け、アルジェリア政府は1994年以降、IMFの指導の下で構造調整計画に基づく経済改革を進めてきた。

民営化は、EUとの連合協定の締結、世界貿易機関（WTO）加盟の観点から、市場経済への移行に際しアルジェリア政府が満たすべき最初の条件であった。また、国営企業向けの財政負担を軽減することによるマクロ経済の安定、非炭化水素部門の活性化による雇用創出が期待できることから重要な経済改革の1つと位置づけられている。

ブーテフリカ大統領の第一任期中（1999～2004年）は民営化が経済政策の柱となり、民営化による企業の生産性向上、経済の効率化、国家財政の再建などが謳われたものの、経済改革は必ずしも進展しなかった。民営化も失敗が続き、2003年まででは2社（エル・ハジャール製鉄所と洗剤製造会社ENADの一部）の民営化が成功したのみである。

こうした状況を開拓するため、2004年5月のブーテフリカ大統領の再選後、ウーヤヒア首相（当時）は国営企業民営化に積極的に取り組み、戦略的国営企業3社（ソナトラック、ソネルガス、アルジェリア国鉄）を除く1,200社¹⁶の民営化を計画した。ただし、実際には2003年から2007年までに合計で417社の国営企業が完全又は部分的に民営化されたにとどまった。大型民営化案件として注目されたアルジェリ・テレコムやCPA銀行（Crédit Populaire d'Algérie）も、2008年末に国際金融危機の影響を危惧したアルジェリア政府が計画を一時凍結したまま、現在に至っている。

2011年9月、ウーヤヒア首相は、視聴覚メディアの民間開放を規定する法案が間もなく策定され、2013年には議会において、メディア事業の部分的民営化について議論されると発表した¹⁷。メディア分野の改革は、「アラブの春」の時期にみられた国民の抗議行動に対応する形でブーテフリカ大統領が実施を約束したもので、新法により50年間続いた国家によるメディア独占に終止符が打たれるとされていた。しかし、国会承認を経た施行のめどは2014年時点で立っていない。なお、アルジェリアには5つの国営テレビチャンネル、7つの国営ラジオ、41の地方ラジオが存在する。

アルジェリ・テレコム

同社は固定電話、インターネット、携帯電話、衛星サービスなど幅広い事業を展開している。同社の民営化プロセスは2000年にスタートしたが、これまで再三延期されている。2008年3月には、郵政・情報通信技術大臣が、アルジェリ・テレコム株式の一部売却（予想では約30%程度）を2008年上半期中に実施すると発言した。しかし、2009年2月、アルジェリ・テレコムのベンハマディ代表取締役（当時）は、同社の民営化及び株式の一部売却は想定せず、自己資金だけで新たな市場開拓を行う用意があると発言した¹⁸。同発言は同社の民営化プロセスの事実上の撤回宣言と見られている。

同社の株式売却には、これまでクウェートのMTC（Mobile Telecommunications Company）、フランス・テレコム、ボーダフォン、テレフォニカ、アラブ首長国連邦（UAE）のエティサラートなどが参加の

¹⁶ 国営企業1,200社のうち、存続が可能なのは700社に過ぎず、300社は再編が必要、200社は市場も持たず存続は不可能と判断されている。

¹⁷ 仏エクスプレス誌 L'EXPRESS、2012年12月2日付記事

¹⁸ アルジェリア・エクスプレッション、2009年2月16日付記事

意向を明らかにし、特にエティサラートは30億ドルを投資する用意があるとも公表していた。しかし、2014年末、デルドゥーリ通信情報技術大臣（当時）が「国家は安全と国家主権を理由に国営通信会社を持つべき」と発言、外資を含む民間企業へのアルジェリア・テレコム株式売却に反対の姿勢を示し、政府が依然として同社の民営化に消極的であることが明らかとなった。

CPA 銀行

アルジェリアの銀行市場は、国営銀行が90%のシェアを占めている。国営銀行には最大手のCPA（アルジェリア人民銀行:Crédit Populaire d'Algérie）、BDL（地域開発銀行:Banque de développement Local）、BADR（農村部開発銀行:Banque de développement rural）、BNA（国営アルジェリア銀行:Banque nationale d'Algérie）、BEA（アルジェリア対外銀行:Banque extérieure d'Algérie）などがあるが、BADR、BEAは国営のままで維持される予定である。CPA銀行は2006年に民営化が予定されていたが、国際金融危機の影響を恐れた政府が2008年末に民営化プロセスを一時中断。それ以降、目立った動きはない。

<開発プロジェクト>

炭化水素部門

1) ソナトラック（国営炭化水素公社—Sonatrach）

ソナトラックはアルジェリア石油産業の43%、石油・ガス生産の75%を占有する、アルジェリアを代表するアフリカ最大級の国営企業である。2014年には584億ドルの輸出による売上を計上しており、合計32カ所（うち外国企業との提携プロジェクト2カ所）で油田・ガス田を発見する一方、石油・ガス鉱脈の開発、パイプラインの建設、スキクダの液化天然ガス（LNG）の生産トレイン増設（2007年にハリーバートンKBR（米）が20億ユーロでEPC契約（設計・調達・建設を含む一括請負契約）を締結。2014年12月完工、2015年始動）、アルズーのLNG生産トレイン増設（2008年に日伊コンソーシアム（サイペムと千代田化工）が28億ドルで落札。2014年始動）などの開発プロジェクトを実施している。ソナトラックは、2007年末に発効した法律（2006年7月30日大統領令第06-10号）により、国内の石油・ガス探査、生産、販売、パイプライン敷設に関する全てのプロジェクト、および全ての石油化学施設及び液化天然ガス（LNG）・液化石油ガス（LPG）生産施設に少なくとも51%の利権を保有している。

ソナトラックは、海外での炭化水素探査・生産及び営業活動など海外事業の展開にも力を入れており、イタリア、スペイン、イギリスにガス直接販売店及び貿易企業を設置するとともに、モーリタニア、ニジェール、マリ、リビア、チュニジアにおいて石油・ガスの探査・開発・生産及びパイプライン敷設事業を展開している。また、ペルーのカミセア・コンソーシアム（Camisea Consortium）にも参加しており、一年間に5,000万ドルの利益を計上している。2015年1月には、米GEと主に石油分野での掘削・生産設備建設などを目的とした合弁会社を、英ペトロファック（Petrofac）とはエンジニアリング、炭化水素分野での新規事業主体となる合弁会社を設立する契約に調印した¹⁹。

なお、油価の急落を受け、世界の石油関連企業が今後予定する新規プロジェクトを見直す中、ソナトラックは2015～19年の新規5カ年開発計画における900億ドルの投資計画は取り下げないとしている。

¹⁹ Eco紙 2015年1月29日付記事、L'agence Ecofin、2015年1月29日付記事

2) 炭化水素部門に関する改革

ソナトラックの民営化は予定されていないものの、ケリル・エネルギー相（当時）は 2005 年、石油・ガス部門の発展のために不可欠な外国の資本・技術の導入を図るため、国内の反対を押し切って、国家石油・ガス部門改革法（炭化水素資源開発投資緩和新法、2005 年 4 月 28 日法第 05-07 号）を成立させた。同法の概要は以下のとおり。

- 石油・ガス資源開発公社（ALNAFT）²⁰と石油・ガス規制機関（ARH）²¹の創設。
- 外国企業が単独で探査、埋蔵資源を発見した場合、ソナトラックは最低 20% の出資の権利をもつものの、上限は 30% に留まる（49% という外国企業の出資比率制限が 70% まで引き上げられる）。
- ソナトラックは、外国企業が発見した油田・ガス田開発計画を石油・ガス資源開発公社が承認してから 30 日以内に出資オプションを行使するかどうかを表明しなければならない。
- 出資オプションを行使した場合に、開発計画の枠で、出資率に比例した投資、運営コストを負担することになる。
- 探査を行った外国企業に対し、出資比率に比例した探査費用を払い戻す。

しかし、2005 年 4 月 28 日法の施行に必要な政令が出揃わぬうちに、同法の修正が行われ、ソナトラックの権益を改めて強化する大統領令第 06-10 号が、2006 年 7 月 30 日に公布された。修正の要点は以下のとおり。

- 探査採掘、輸送、製油について、ソナトラックが最低限 51% 出資することを条件とする。
- ブレント原油価格平均が 1 バレル 30 ドルを超えた場合に外国出資者取り分にする。

2013 年 1 月には再び投資促進を目指し、ソナトラックと外国企業との提携により行われる開発計画における税優遇策などを含む炭化水素法の再改正が行われた。さらに、2013 年 3 月発効の新炭化水素法²²では、外資によるシェールガス開発の許可（水圧破碎法の使用は閣僚会議の合意が必要）、石油収入税の税率の計算方式の見直し、小規模鉱床やインフラ不足の鉱床に関する活動への助成などを定めている。

3) 近年の開発動向

アルジェリアは、2014 年、日量 152 万 5,000 バレルの原油を生産しており、その 40.9% を輸出している。輸出先は北米を中心（米国とカナダ）であったが、2011 年以降欧州が占める割合が拡大、2014 年では 83% を占めるに至っている²³。天然ガスの生産量は年産 833 億立方メートルに上り、輸出量はその約半分を占める。液化天然ガスを含め、83.6% が欧州市場への輸出であり、スペインが 39% で最大の輸出相手国となっている²⁴。

²⁰ ALNAFT は使用料、課税収入の収集、契約当事者となって開発計画のプロモーション・承認などを行う。

²¹ ARH は、規制の遵守を監督、HSE（健康、安全、地球環境保全）の管理・監督。また、パイプラインや貯蔵施設へのアクセスも含め中流・下流部門を監督する。

²² アルジェリア・エネルギー省関連サイト (<http://www.energy.gov.dz/francais/index.php?page=loi-de-finances>)

²³ BP Statistical Review of World Energy, June 2015、OPEC, Annual Statistical Bulletin 2015

²⁴ BP Statistical Review of World Energy, June 2015

表5 ヨーロッパ各国の天然ガス（パイプライン・LNG）輸入量（2014年）

(単位：10億立方メートル)

| 国 | 総輸入量 | アルジェリアからの輸入 | 総輸入量に占める割合 |
|------|------|-------------|------------|
| フランス | 34.5 | 4.4* | 12.8% |
| イタリア | 51.4 | 6.3 | 12.3% |
| スペイン | 19.9 | 16 | 80.4% |
| イギリス | 44.2 | 0.5* | 1.1% |
| ドイツ | 85.0 | - | 0% |

(注：*LNGのみ)

(出所：BP Statistical Review of World Energy, June 2015)

アルジェリアは2014年の対EU天然ガス供給量の8.2%を占める主要供給国の一である（LNG供給ではEU第2位）²⁵。EUは、ロシアへのガス供給依存から脱却するため、近年アルジェリアからの調達を強化する戦略を取っている²⁶。2009年1月のロシアからのガス供給一時停止にともない、欧州委員会はガスの安定供給確保のための新政策案を採択した。新政策では、ロシアからのガスへの依存度を25%にまで減らし、残りを他のガス生産国から調達する計画である。しかし、2014年時点で、EUは依然としてガスの35.7%をロシア産に依存している。EUはカザフスタン、アゼルバイジャン、エジプトとのエネルギー供給に関する新たな合意を締結、アルジェリアとは2013年7月に調印された。2014年5月には第8回合同評議会が開かれ、アルジェリアの欧州・地中海パートナーシップへの参画を深めることを目指し、連合協定議定書が調印されている。

ケリル・エネルギー相（当時）は2009年11月ロシアのエキスパート紙のインタビューで、ガス価格は現在の2倍に設定されるべきと述べ、ロシアの提唱する「ガスオペック」設立に前向きであることを示唆した²⁷。「ガスオペック」は石油輸出国機構（OPEC）の天然ガス版で、天然ガスの生産量や価格を調整する世界カルテル組織を意味する。2010年時点で、イラン、カタールが同構想に賛同している。しかし、この「ガスオペック構想」は、天然ガスの世界的市場が未だ確立されていないことや天然ガス産出国の思惑の違い、また米国でのシェールガス開発などの理由により、国際的議論は下火になっていると伝えられる²⁸。2014年12月16日、カタールのドーハで第16回ガス輸出国フォーラム（GECF: Gas Exporting Countries Forum）が開催された。現在GECFには、アルジェリア、ロシア、イラン、カタール、赤道ギニア、ナイジェリア、トリニダード・トバゴ、リビア、エジプト、ボリビア、ベネズエラ、オマーン、またオブザーバーとしてノルウェー、オランダ、カザフスタンが加盟。

近年、アルジェリアの天然ガス生産は落ち込んでいる²⁹。BPの統計によると、2013年の天然ガス生産は前年比で3.3%減少し、2001年以降で最低水準となった。これは主に生産設備の維持・強化や探査活動の不足が原因と言われているが、エネルギー政策の戦略的な欠陥も指摘されている³⁰。また、アルジェリア産天然ガスの最大の顧客である欧州での天然ガス消費量の減少も影響した³¹。2010年5月に行われたエネルギー大臣の交替（ケリル氏からユースフィ氏）およびソナトラック総裁の汚職スキ

²⁵ BP Statistical Review of World Energy, June 2015²⁶ エルワッタン紙、2009年7月18日付記事、Oxford Business Group²⁷ 地中海経済情報サイト「エコノストラム」2009年11月5日付記事²⁸ EIU, Algeria Country Report November 2010²⁹ EIU, Algeria Country Report December 2010³⁰ EIU, Algeria Country Report December 2010³¹ Oxford Business Group, The Report: Algeria 2011

ヤンダルを契機としたソナトラック経営幹部の総入替えは、エネルギー部門の戦略見直しの意図が背景にあるといわれている。

シェールガス開発をめぐる動き

近年、米国でシェールガス開発が一気に進んだことにより、アルジェリアでの天然ガスプロジェクトに参入している外国企業の間に不安が広がっている³²。シェールガスはこれまで地質的に採掘が難しかため放置されてきたが、新技術が開発されたことで採掘が可能となり、米国を中心開発が急ピッチで進んでいる。同国のガス確認埋蔵量はわずか3年で2割以上増えている。これまで米国は液化天然ガス（LNG）の輸入国であったが、シェールガス採掘により天然ガス自給率が大幅に向上し、再び輸出国へと回帰する流れにある。アルジェリアではこれまで、主として米国向けの輸出拡大も念頭に、大規模な液化天然ガス生産施設の建設を進めてきたが、参画する外国企業からは、完成後の輸出先、利益確保に関する疑問の声があがっている。しかし、欧州およびアジアへの輸出はこれからも増加が予想され、いわゆる「シェールガス革命」による影響は限定的との見方も専門家からは出ている³³。

アルジェリアには中国やアルゼンチンに次ぐ世界有数の鉱脈があるとされ、米国エネルギー情報局とアルジェリア政府の共同試算によると、2013年時点でのシェールガス開発可能埋蔵量は約20兆立方メートル、総埋蔵量はこの量の5~8倍と推定される。ソナトラックは2013年より幹部を米国に派遣し、シェールガス採掘技術の習得に努めており、ENI、シェル、アナダルコ、タリスマント連携して鉱脈開発を行っている。

アルジェリア政府は2014年5月、今後2020年までの11件のシェールガス掘削計画を承認した。イリジ鉱床とアーネット鉱床で試掘作業が始まると、2016年からはベルキーン鉱床とティミムーン北部でも同様の作業が着手される見込みである。しかし地元住民は掘削が飲用水など環境に与える影響を懸念しており、デモなどの反対活動を行っている。また、試掘結果はアルジェリアのシェールガス開発の可能性を立証する一方、天然ガスの国際価格低下、高額な治安対策を含めたインフラ建設費により現在の市場環境の中で必ずしも商業的成功に至らない可能性もあるとの指摘もある。

探鉱

2005年に設立されたALNAFT（石油・ガス資源開発公社）では2014年末までに合計4回の探鉱開発鉱区入札を行っている。しかし、多くの外国企業が49%外資比率制限や超過利得税を敬遠し、入札状況は芳しくない。第1次探鉱開発鉱区入札（2008年12月）では、オファーされた16ゾーンのうち落札されたのはENI（伊）、BP（英）、ガスプロム（露）、EON（独）による4件。第2次入札（2009年12月）では10カ所のうちトタル（仏）、海洋石油総公司（中）、レプソル（西）による3件。第3次入札（2011年2月）の落札数は、ソナトラックとセプサ（西）による10ゾーン中2件のみであった³⁴。なお、第3次入札には名乗りを上げていたBP、シェル、トタルなどの大企業は参加しなかった。2014年に実施された第4次入札では全31カ所の探鉱ゾーンがオファーされたが、落札されたのは4件のみという低調な結果に終わっている。同年10月に契約に調印をしたのは、スタットオイル（ノルウェー）、シェル（英・蘭）、レプソル（西）、エネル（伊）、ドラゴンオイル（UAE）の5社。ALNAFT

³² 週刊ダイヤモンド・オンライン 2010年1月14日付記事、エルワッタン紙、2010年4月10日付記事

³³ Algerie360 (www.algerie360.com)、2011年1月30日付記事

³⁴ マグレブ・エメルジョン、2011年3月17日付記事

総裁は調査・開発の第一段階の3年間での投資総額は1億5,000ドルと発表、第5次探鉱開発鉱区入札も準備中である。

開発・生産

ガス生産から液化、販売までを含むアルジェリア初の総合ガス開発プロジェクト「ガッシ・トウイユ（Gassi Touil）」は、ソナトラックとスペインのレプソルとガスナトゥラルの2社が2004年に調印、40年間で52億ユーロの投資を見込んでいたが、実施の大幅な遅れにより2007年、契約は破棄され、合弁解消後はソナトラックが独資で開発を行うことになった。しかし、2009年6月に日揮がEPC契約を締結（約15億ドル）、2014年2月にガス処理工場が完成している。一年間の処理能力は36億立方メートル。

その他の大型パートナー契約は以下のとおり。

2009年、仏エンジー（Engie）（当時のGDFスエズ）がトゥア地区のガス田開発・生産契約を13億ドルで締結、生産開始は2016年末予定。

2009年、仏トタルとスペインのセプサがティミムーン地区の開発・生産契約を13億ドルで締結³⁵。完成予定は2017年で、天然ガスの回収・処理装置の建設には韓国サムスンがあたる。

2009年3月、伊サイペムはベルキーン地区と中心エリア・フィールドコンプレクス（CAFC）鉱床におけるガス田開発・生産プラントを設置する契約を締結。投資額は18億4,000万ドルに上り、年間ガス生産量は30億立方メートル³⁶。2012年に建設工事は完了した。

米アナダルコはベルキーン油田での石油・ガスプラント開発プロジェクト「エル・メルク」に関するEPC契約を22億6,600万ドルでソナトラックと締結した。同プロジェクトのパートナーとなっているのは、米コノコ・フィリップス、伊ENI、デンマークのマースク、加タリスマン³⁷。2013年10月に生産を開始した。

2011年5月、日揮はイナメナス天然ガス田の生産レベルを1日あたり約3,000万m³に維持するため、ガス処理プラント向け圧縮プラント建設を含む契約をソナトラック及び提携企業の英BP、ノルウェースタートイルの合弁会社と2億1300万ドルで締結。2013年1月16日にテロ事件が発生し、多数の犠牲者を出したが、2014年より通常営業を開始した。日揮はまた、2011年8月には同社アルジェリア法人企業JGCアルジェリアと共同で、ビル・セバ地区での原油処理プラント建設プロジェクトの契約をグループモン・ビル・セバと4億ドルにて締結している。

2014年5月、ペトロファックインターナショナル（UAE）とソナトラックアソシエーション（REPSOL/RWE-DEA/EDISON INTERNATIONAL）、GCB Spa（ソナトラック子会社）の間で、2つのEPC契約が締結された。1つ目はガス処理センターを含む北Regganeのガス田の開発契約（契約価格は9億7600万ドル、生産開始は2017年4月を予定）、2つ目は道路、滑走路などの開発契約（68億5000万DZD）³⁸。

³⁵ 地中海経済情報サイト「エコノストラム」2009年4月14日付記事、DZmag 2009年10年8日付記事

³⁶ 地中海経済情報サイト「エコノストラム」2009年3月24日付記事

³⁷ ル・フィナンシエ Le Financier、2009年8月6日付記事

³⁸ ソナトラックホームページ、Europetrole 2014年5月19日付記事

精製・輸送

ソナトラックは現在稼働している5つの精製所に加え、新たに5つの石油・ガス精製工場を建設するとし、150億ドルの投資計画を実施している。また、古い工場の近代化にも取り組んでいる。

サムスンは2009年7月スキクダにあるアルジェリア最大の石油精製所の近代化改修工事を受注したと発表、ソナトラックと12億7,900万ドルに上る契約を締結した³⁹。第1工場は2012年8月に再稼動しているが、工事用資機材納入業者のストや火災などにより第2工場の完工は遅れている。

2010年9月にイタリアのサイペム（Saipem）がハッシ・メッサウードにおける石油・ガス分離工場のEPC契約を約5億ドルで受注した。2014年より稼働している。

2014年2月、サムスン・エンジニアリングはティミムーンのガス回収・処理工場建設の契約（約8億ドル）を受注⁴⁰。発注主体はグループモン・ティミムーン（GTIM）（ソナトラック51%、仏トタル37.75%、スペインセプサ（Cepsa）11.25%保有の合弁会社）で、サムスン・エンジニアリングは調査、エンジニアリング、工場建設（日量1億7,700万立方メートル処理）に携わる。また、ティミムーンとハッシ・ルメルの鉱床をつなぐ180kmのガス・パイプラインも建設する。完成は2017年の予定。

同年6月には、インドのDodsal Engineering & Construction FZEが、ガス圧縮・注入工場建設のためのEPC契約（490億DZD）を締結している⁴¹。

ガス・パイプライン

アルジェリアでは現在、「トランスマッド・パイプライン」（アルジェリア-イタリア。チュニジア経由）、「GME（Gasoduc Maghreb-Europe）パイプライン」（アルジェリア-スペイン・ポルトガル。モロッコ経由）、「メッドガス・パイプライン」の3つのガス・パイプラインがアルジェリアと欧州をつないでいる。そして4つ目のパイプラインとなるイタリアとアルジェリアを結ぶ「ガルシ・ガス・パイプライン」計画が進行中。その他にもニジェール経由でナイジェリアからアルジェリア、欧州までを繋ぐ「トランサハラ・ガス・パイプライン」の建設計画が進行中である。

【ガルシ・パイプライン】

アルジェリアのハッシ・ルメルからイタリアのサルディニアを経由してトスカナ地方までを結び、年間80億立方メートルのガスを供給する計画。投資額は30億ドル。2012年完成予定であったが、計画延期、再検討が繰り返されてきた。2015年2月に同社サヌーン社長が、当計画の最終決定を2015年4月に延期すると述べたが、現時点では最終決定に至っていない⁴²。

【トランサハラ・パイプライン】

2009年7月、「トランサハラ・ガス・パイプライン（TSGP）」建設に関する合意書がアルジェリア、ナイジェリア、及びニジェールの3カ国間で調印された⁴³。TSGPの距離は4,188km（うちアルジェリ

³⁹ エルワッタン紙、2009年7月5日付記事

⁴⁰ アフリカ専門誌「ジュン・アフリック」2014年2月18日付記事

⁴¹ Europetrole 2014年6月26日付記事

⁴² マグレブ・エメルジョン、2015年2月3日付記事

⁴³ 地中海経済情報サイト「エコノストラム」2009年7月3日付記事

ア国内は 2,250km)、欧州へのガス輸出を主な目的とし、完成は 2015 年を予定。年間 300 億立方メートルの天然ガス輸送が見込まれており、投資額は 130 億ドルに上る。露ガスプロムを始め、シェル、トタル、伊 ENI、印ガイルも参加の意を示しているが、アルジェリア政府はプロジェクトが順調に進めば外国企業の参加は必要ないとしており⁴⁴、当初の株所有率は、ナイジェリア国営石油会社(NNPC)とソナトラックが 90%、10%がニジェール。2014 年初め、ナイジェリアのジョナサン大統領(当時はこの計画の第 1 フェーズで 7 億ドルの融資調達を発表したが、建設開始時期に関しては未定。

再生可能エネルギー

アルジェリアの年間日照時間は、北部で 2,550 時間、南部の砂漠地帯では 3,600 時間。年間 1 平方メートル当たりの発電可能ワット数は、北部で 1,700 キロワット時 (KWh)、南部では 2,650KWh といわれる。アルジェリアは世界有数の太陽光発電国となるポテンシャルを有している。欧州の二酸化炭素削減政策を鑑みても、同分野が将来アルジェリアでの大きなビジネスチャンスになることが予想される。

近年、政府は再生可能エネルギー開発に注力している。15~50 年後と予測される資源枯渇問題、人口増加による国内エネルギー需要の急増、アルジェリア経済の炭化水素依存からの脱却が主な要因として挙げられる⁴⁵。ガス生産の落ち込みや新たな炭化水素資源の探査が難航する現状も伴い、政府は 2011 年「アルジェリア再生可能エネルギー国家プログラム」を発表⁴⁶。同プログラムでは、2030 年までに発電能力を 2 万 2,000MW にまで引き上げ、うち 1 万 2,000MW を国内需要に、残りの 1 万 MW を輸出用に充てるとしている。また、エネルギー発電総量の 40%を再生可能エネルギーでまかなうとしており、これらの目標達成には野心的な政策転換が必要となる。同プログラムは、2012 年 1 月に大統領閣議にて承認され、その後 3 年間で同分野の研究調査に 20 億 DZD、同エネルギー発電によるエネルギー生産のための補助金として 120 億 DZD、実験施設建設の資金融資として 500 億 DZD を予算計上することを決定している。

しかし、2013 年以降、再生可能エネルギー開発のための数々のプロジェクトに目立った進捗はなく、政府が掲げた目標は遅れをとっている。2014 年末時点で再生可能エネルギーの発電能力は 60MW を超えていない。また、再生可能エネルギーの普及促進、電力生産増強などその中核的事業体の一つとみなされていた NEAL (ニュー・エナジー・アルジェリア) は 2014 年 1 月に解体されている。

2014 年 2 月、アルジェリア政府は 2015 年から 2030 年にかけての再生可能エネルギー計画を見直し、太陽光発電による 13,575MW、太陽熱発電による 2,000MW、風力発電による 5,010MW、バイオマスによる 1,000MW、コジェネレーションによる 400MW、地熱発電による 15MW を計画している⁴⁷。

風力発電

アルジェリア初の風力発電施設が、アルジェリア南西部に位置するアドラールに建設された。操業開始は 2014 年 7 月 3 日。ソネルガスが 2011 年にフランスのヴァンシ (Vinci) の子会社セジエレックに建設工事を発注した。当風力発電所の総発電能力は 10MW とされている。ベシャールとティンドウフでそれぞれ 2014 年、2015 年に計画されている 25MW の風力発電施設建設プロジェクトは遅れている。

⁴⁴ エネルギー・アルジェリ、2010 年 10 月 26 日付記事

⁴⁵ エル・ムジャヒド紙、2010 年 1 月 26 日付記事

⁴⁶ 同プログラム (http://www.mem-algeria.org/francais/uploads/enr/Programme_ENR_et_efficacite_energetique_fr.pdf)

⁴⁷ アルジェリア国家投資開発庁サイト

ハイブリッド発電所「ハッシ・ルメル」

NEALは2011年、サハラ砂漠に位置するハッシ・ルメルに150MW規模の太陽光発電と従来のガス火力発電を組み合わせたハイブリッド発電所を開設した。同発電所で生産した電力は欧州へ輸出する計画となっており、モロッコのAIN・ベニ・マタール・ハイブリッド発電所と並んで、先駆的な存在として注目を集めている。総投資額3億1,500万ユーロでスペインのアベネール・エネルヒアが建設・運営を受注し、2012年より稼動している。資本はそれぞれ、アベネール51%、NEAL20%、コンフィデル（スペイン開発融資公社）15%、ソナトラック14%の保有。

太陽エネルギー

2012年1月、ソネルガスは、2016～17年に複数の太陽熱発電所が完成すると発表した⁴⁸。発電能力150MWの最初の発電所がエル・ウェット県で運転を開始する予定としている。最大規模の発電所の発電能力は400MW。

ソネルガスはまた、アルジェ近郊のルイバ工業地区に太陽光パネル建設工場の建設を予定している。2012年2月、ドイツ企業セントロテルムが落札。投資予算額は約3億ユーロで、2013年までに年産116～120MW分のパネル生産を予定していたが、同社の財政難により契約は破棄。その後はソネルガス子会社のルイバ・エクレラージュが計画を継続しているが、現時点では生産開始には至っていない。

フランス・アルジェリア合弁企業のオレス・ソレールが首都アルジェから435km南東のバトナで新世代太陽光パネル工場建設を2015年前期に立ち上げるとしている。

デザーテック計画

民間企業の大規模なイニシアティブとして、「デザーテック（Desertec）」プロジェクトが2009年7月にドイツ企業10社、スペイン企業1社、アルジェリア企業1社による合計12社⁴⁹の間で調印された。これはアルジェリアを含めた北アフリカのサハラ砂漠で太陽熱を利用して発電した電力を、欧州・北アフリカ・中東地域に高圧直流送電（HDVC）網を使って送電する計画で、2050年までに欧州の電力需要の約20%、および北アフリカ・中東地域の需要を満たそうとする壮大なものである。プロジェクト費用は約4,000億ユーロと見積もられている。2010年3月には、新たに4社、⁵⁰2011年2月にはイタリアの2大銀行が参加を決定した⁵¹。アルジェリア政府は、技術移転、提供機器の国内生産、生産エネルギーの欧州への販売（2012年に90%と言及）を同計画への賛同条件とし、2011年12月、ソネルガスとDIIとの間で再生可能エネルギー開発に関する戦略協定が締結された。その中で欧州への送電に最適な技術の選定などの調査を行うとしたが、2013年以降、同計画には目立った動きは見られない。「アラブの春」以降、中東・北アフリカ諸国では内政・社会の不安定な状況が続いており、欧州に

⁴⁸ 政府系通信社アルジェリ・プレス・サービス、2012年1月23日付記事

⁴⁹ ABB、ドイツ銀行、エーオン、ミュンヘン再保険、シーメンス、HSHノードバンク、マン・ソーラー・ミレニアム、M+W Zander、RWE、ショット・ソーラー、アベンゴア・ソーラー（スペイン）、Cevital（ソナトラックに続くアルジェリア2位の農業食品企業）

⁵⁰ デザーテック基金プレスリリース（2010年3月22日付）、ナレヴァ（モロッコONA系列）、レッド・エロクトリシア・デ・エスパニヤ（西）、サンゴバン・ソーラー（仏）、エネル・グリーン・パワー（伊）

⁵¹ 政府系通信社アルジェリ・プレス・サービス、2011年2月11日付記事、2大銀行はユニクレディットおよびインテサ・サンパオロ

とつては必ずしもアルジェリア、モロッコ、チュニジアに電力供給を依存することが望ましくなくなっている。2015年時点では、デザーテック計画規模は当初と比べると規模を縮小している。今後はアルジェリア国内消費のための電力生産のみを目的とする可能性もある。ただし、中国のSGCCが2014年、本計画に関心を示し、参加する可能性が出ている。

送電網と「メッドグリード」計画（トランスグリーン計画）

アフリカ大陸と欧州を繋ぐ送電網は、モロッコとスペインとの間のジブラルタル海峡に1.4GWの交流送電網が1本敷設されているのみである。2010年7月、フランス政府は「トランスグリーン」計画を発表⁵²。この計画は、モロッコやアルジェリア、チュニジアなど北アフリカ諸国が再生可能エネルギーを利用して生産した電力を地中海海底に敷設した複数の高圧直流送電線を通して、欧州の送電網に供給させるもの。同計画には、フランス政府のほかアルストム、アレバ、フランス電力(EDF)などの仏企業や、スペインのアベンゴア、ドイツのシーメンスなどが参加。平均的な原子力発電所約4基に相当する500万KWの送電能力を2020年までに整備する予定で、送電ルートはアルジェリアースペイン、アルジェリアーイタリア（サルディニア島）、チュニジアーイタリア、リビアーイタリア、エジプトーギリシャを想定。

2010年12月、20企業からなるコンソーシアムとの調印が成され、プロジェクトは正式に始動した。その際に「トランスグリーン」から「メッドグリード」へと名称を変更している。予定投資額は380～460億ユーロと見積もられている。

現在、本計画については実施可能性調査が続いている、2013年9月にはソネルガスとメッドグリードが協力議定書に調印、技術面での予備調査や経済性分析が行われる。当初は2020年から2025年に大規模な送電網が完成する予定であったが、遅延が予想される。

アポロ計画（Sahara Solar Breeder Super Apollo Project）⁵³

2010年8月、日本の国際協力機構（JICA）、科学技術振興機構（JST）、東京大学は、アルジェリアのオラン科学技術大学（USTO）、エネルギー開発センター（CDER）などと「サハラ・ソーラー・ブリーダー研究センタープロジェクト（通称：アポロ計画）」に合意した。サハラ砂漠の砂に含まれる酸化シリコン（シリカ）を太陽電池向けの高純度シリコンに変える生産技術や高温超電導直流長距離送電システムに関する5年間の共同研究を行う。2010年12月には、日本の研究者およびチュニジア・アルジェリア産官関係者を交えた計画の推進母体「SSBファンデーション」が設立された⁵⁴。当プロジェクトは2011年1月に開始され、2012年5月の第4回ワークショップでは、アルジェリアの若手研究者の日本での教育プログラム実施が合意されている。同年12月には、アルジェリアから大学関係者約30名が日本を訪れた。2015年4月、同年11月に終了予定である当計画の評価調査が行われ、シリコン還元プロセス技術の開発、テストプラントの据え付け、人材育成基盤の整備など、プロジェクト目標は達成される見込みであると判断された⁵⁵。

⁵² 日本経済新聞、2010年7月6日付記事、フランス環境省ホームページ

⁵³ 日本経済新聞2010年12月16日付記事、SSBファンデーションサイト、Diginfo 2010年11月22日付記事、Portail Algérien des Energies Renouvelables サイト

⁵⁴ SSBファンデーションサイト

⁵⁵ JICAホームページ（<http://www.jica.go.jp/index.html>）終了時評価調査結果

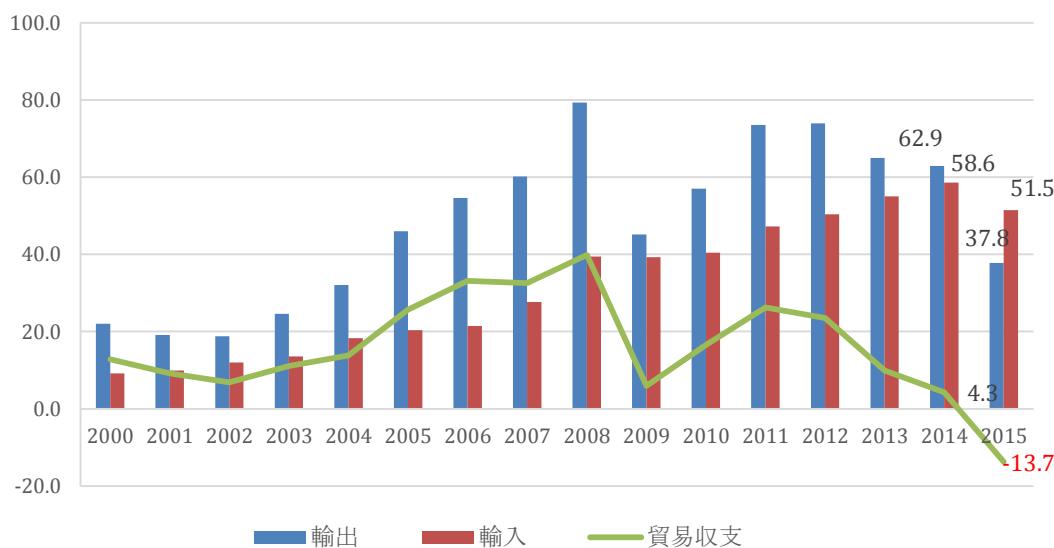
4. 貿易

(1) 貿易動向⁵⁶

アルジェリアの2015年貿易収支は前年の43.1億ドルの黒字から大幅な減少を記録し、137.1億ドルの赤字に逆転した。これは輸入の減少（12.1%減）にもかかわらず輸出が大幅に減少（39.9%減）したことによるもので、貿易カバー率は2014年の107%から73%に減少した。

2007年以降2014年までに輸入は2倍以上に拡大し、輸入依存体質が強まっていたが、2015年は、前年の585.8億ドルから515億ドルへと12.1%の減少を記録した。また、欧州の需要縮小と2014年第2四半期以降の原油価格下落の影響を受け、輸出は大幅な減少を記録し、2015年の輸入額が515億ドル、輸出額は378億ドルと、137億の赤字に転落した。

図2：アルジェリアの貿易の推移（2000年～2014年）（単位：10億ドル）



（出所：アルジェリア財務省、関税事務局）

アルジェリアの輸入の65.1%、輸出の80.7%がOECD加盟国⁵⁷との貿易で占められる。中でもEUのシェアが最大で、輸入の50.7%、輸出の64.2%を占めている。マグレブ諸国⁵⁸との貿易はそれぞれ1.3%、4.9%に過ぎず、マグレブ諸国以外のアラブ諸国との貿易もそれぞれ3.4%、1.0%にとどまっている。

(2) 主要貿易品目及び主要貿易相手国

<輸出>

2015年の輸出総額は前年比39.9%減の378億ドル。炭化水素分野（原油・天然ガスなど）は輸出総額

⁵⁶ 財務省、関税事務局、年鑑レポート Rapport Annuel 2015

⁵⁷ 現在メンバーは30カ国。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国

⁵⁸ アルジェリア、チュニジア、モロッコ、モーリタニア、リビア

の 94.5%、財政収入の約 60%、GDP の約 30%を占めており、国家経済を支えているが、その額は前年比 40.8% 減を記録した。炭化水素部門以外は 25.8 億ドルで、輸出総額の 5.5% で前年の 4.1% に比べ、前年比 28.2% 増となった。

表 6 主な輸出品目（2015 年）

(単位：億ドル、%)

| 順位 | 品目 | 金額 | 前年比 | シェア |
|----|-------------|-------|--------|-------|
| 1 | エネルギー（炭化水素） | 358.7 | ▲40.76 | 94.54 |
| 2 | 中間材 | 16.9 | ▲20.18 | 4.48 |
| 3 | 食品 | 2.34 | ▲27.55 | 0.62 |
| 4 | 原材料 | 1.06 | ▲2.75 | 0.28 |

(出所：アルジェリア財務省、関税事務局)

最大の輸出相手国は前年同様スペインとなった。スペイン向け輸出の構成比は 17.4% に達し、2 位のイタリアが 16.3% で続く。旧宗主国フランスのシェアは 2001 年以降徐々に縮小し、2010 年には 6.6% まで縮小したが、その後は回復基調に転じ、2014 年から輸出相手国として 3 位となり、2015 年の構成比は 13.0% となっている。

表 7 主な輸出相手国（2015 年）

(単位：億ドル、%)

| 順位 | 国 | 金額 | 前年比 | シェア |
|----|------|-------|--------|-------|
| 1 | スペイン | 65.65 | ▲31.15 | 17.37 |
| 2 | イタリア | 61.67 | ▲25.61 | 16.32 |
| 3 | フランス | 49.21 | ▲29.18 | 13.02 |
| 4 | イギリス | 28.83 | ▲47.81 | 7.63 |
| 5 | オランダ | 22.81 | ▲55.30 | 6.04 |
| 6 | トルコ | 20.71 | ▲21.61 | 5.48 |
| 7 | 米国 | 19.77 | ▲59.04 | 5.23 |

(出所：アルジェリア財務省、関税事務局)

<輸入>

2000 年半ば以降急増し、2007 年は前年比 27.4% 増、2008 年には 44.2% 増を記録した。このため、アルジェリア政府は 2009 年に数々の輸入制限措置を導入した。これにより 2009 年の輸入は前年に比べわずかに減少したが、2010 年以降は再び増加に転じていた。しかし、2015 年の輸入額は 515 億ドルで、前年比 12.1% 減となった。自動車輸入が前年比 33.6% 減を記録した他、食料品の輸入も 15.4% 減を記録した。

主要輸入品目をみると、資本財の輸入が最も多く全体の約 3 分の 1 を占め、2015 年は前年比 9.7% 減となった。このうち輸送用自動車（人員および商品）が 2014 年には同部門の 11.8%（23 億 898 万ドル）を占めていたが、2015 年は 8.4%（14 億 9,184 万ドル）にとどまり、前年比で 35.4% 減少した。

中間財の輸入は前年比 9.9%減の 158 億 8,100 万ドル。全体の約 30.1%を占めている。パイプや鉄柵など建設資材の割合が高い。

表 8 主な輸入品目（2015 年）

(単位：億ドル、%)

| 順位 | 品目 | 金額 | 前年比 | シェア |
|----|----------|-------|-------|------|
| 1 | 資本財 | 177.1 | ▲9.7 | 34.4 |
| 2 | 中間財 | 158.8 | ▲9.9 | 30.8 |
| 3 | 食品 | 93.1 | ▲15.4 | 18.1 |
| 4 | 食品以外の消費材 | 86.0 | ▲16.8 | 16.7 |

(出所：アルジェリア財務省、関税事務局)

国別で見ると、2003 年に 24%であったフランスのシェアは近年 10%程度に低下し、2013 年には中国に輸入相手国第 1 位の座を奪われた。2015 年のフランスからの輸入額は 54 億 2,000 万ドルで 10.5%のシェアをしめている。フランスからの主な輸入品目は、農産品、機械、自動車、薬品類、石油製品、コンピューターおよび周辺機器、乳製品・チーズである。

一方、2000 年に 11 位の輸入相手国（1 億 9,100 万ドル、シェア 1.9%）に過ぎなかった中国は、2000 年以降、年平均約 45%の割合で増え続け、2006 年には 17 億ドルで 3 位に躍進し、2009 年にはイタリアを抜いて 2 位に浮上⁵⁹、2013 年には首位となり、2015 年は輸入額が 82 億 2,300 万ドル、シェアで 16.0%を記録した。主に建設・土木分野で多くの投資が行われているため、中国からの主要輸入品目は、土木工事関連製品（建築資材、土木工事用機器、運搬用車両など）が中心で、以下、電気製品（主に電気通信機器）、繊維製品などが続く。

2010 年に 7 位（構成比 4.9%）に上昇した韓国は、2015 年には 11.7 億ドルで前年比 28.0%減となったが、シェアが 2.3%で 9 位にとどまっている。一方、6 位の米国は、他国と同様前年比 5.5%減と、昨年の 28.0%増から減少傾向に移行した。

表 9 主な輸入相手国（2015 年）

(単位：億ドル、%)

| 順位 | 国 | 金額 | 前年比 | シェア |
|----|------|-------|-------|------|
| 1 | 中国 | 82.23 | ▲0.2 | 16.0 |
| 2 | フランス | 54.20 | ▲14.4 | 10.5 |
| 3 | イタリア | 48.28 | ▲4.3 | 9.4 |
| 4 | スペイン | 39.34 | ▲21.8 | 7.6 |
| 5 | ドイツ | 33.82 | ▲11.1 | 6.6 |
| 6 | 米国 | 27.10 | ▲5.5 | 5.3 |

(出所：アルジェリア財務省、関税事務局)

⁵⁹ フランス企業振興会（UBIFRANCE）、L'essentiel d'un marché Algérie 2009/ 2010

(3) 主要貿易協定

<対 EU> (詳しくはアルジェリア—EU 関係の章参照)

- ・連合協定 (Association Agreement)

2001 年 12 月に調印、2005 年 9 月に発効した。

<その他>

- ・大アラブ自由貿易地域 (Grande Zone Arabe de Libre Echange : GAFTA)

アルジェリアは、2009 年 1 月、1997 年にアラブ 17 カ国⁶⁰の間で合意され、2005 年 1 月に発効した大アラブ自由貿易地域に加盟した。宗教、衛生、保安、環境に関する 384 品目を除く全ての品目に対して関税が撤廃、低減されている。しかし、2010 年 1 月時点で 1,511 品目がアルジェリア国内産業保護の理由で輸入禁止となっており、GAFTA 加盟による経済的效果は限定的とみられている⁶¹。また、現在、農業関連製品、農産品、繊維、製紙産業、家電分野の 1,644 品目について、自由化対象からの除外交渉が行われている。

- ・アルジェリアーチュニジア

1981 年、輸出国原産で、輸入国内での作業・加工を目的とした工業製品への免税(輸入総額の 30~50%までに限られる)を定める貿易関税協定が調印され、発効した。2008 年には、関税撤廃対象カテゴリー、40%までの免税対象、農業・食料品の免税対象となるリストなどを含む特恵貿易協定を調印、2014 年に発効している(これを受け 1981 年の協定は廃止)。

- ・アルジェリアーUSA

2001 年に TIFA (貿易投資枠組協定) を締結。これは米国が進める米国一中東自由貿易圏の設立に向けて締結されたもので、2014 年までに 2 回の会合が設けられている。

- ・アルジェリアーEFTA (アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)

2002 年 12 月に協力関係に関する共同宣言に調印した。2007 年 11 月から 2008 年 11 月にかけて 4 回にわたり FTA 締結への交渉が行われたが、現在は保留状態にある。

- ・アルジェリアー中国

2010 年 1 月、経済・技術協力、貿易などに関する相互協力関係強化が盛り込まれた 2 つの議定書に調印した⁶²。

<WTO 加盟交渉⁶³>

⁶⁰ ヨルダン、エジプト、UAE、バーレーン、チュニジア、サウジアラビア、スーダン、シリア、イラク、オマーン、パレスチナ、カタール、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、イエメン

⁶¹ Algerie360、2010 年 3 月 1 日付記事

⁶² 在米国アルジェリア大使館資料

⁶³ WTO ホームページ、エルワッタン紙、2007 年 12 月 17 日、2009 年 4 月 10 日付記事

アルジェリアの WTO 加盟交渉は 1996 年に開始された。以来、WTO 加盟の条件として、ガスの二重価格やアルコール飲料輸入禁止、農産物への補助金やサービス部門（特にテレビ放送部門）の市場開放のほか、民営化政策、医薬品の流通、投資関連の国際基準の遵守に関する交渉が続いている。

アルジェリアの WTO 加盟交渉が遅れている根本的な原因は、石油収入と国益優先主義を背景に、アルジェリアが WTO 加盟に必要な改革を躊躇していることにあると指摘されている。知的財産権保護、エネルギーの国内価格と輸出価格の差、非関税障壁、サービス部門における国営企業の比重の大きさなどの問題は目立った進展を見せていない。さらに、工業製品市場や農産物市場へのアクセス、サービス部門の自由化に関する二国間交渉も、主要国との間で目立った進捗はない。

1996 年の加盟交渉開始以来、ブラジル、ウルグアイ、キューバ、ベネズエラ、アルゼンチン、イスラエルとの 6 カ国との間で二国間交渉が完了している。2015 年の時点で EU、ニュージーランド、カナダ、マレーシア、トルコ、韓国、エクアドル、米国、ノルウェー、オーストラリア、日本など 13 カ国との二国間交渉が続いている。

2014 年 3 月に開催された第 12 回ラウンドでは、アルジェリアはサービスおよび日用消費材の市場規制に関し国際基準に近づいているため、今後は対内投資の枠組、国際競争を回避し保護を受けてきた農業分野での規制緩和を前進させる必要がある旨指摘された。アルジェリア政府は最低限の国内農業保護のため、一定の農作物について、関税を 45% 以上の高率で維持したいとしている一方、現行の外資系企業に対する 49% までという出資比率規制に関しては、一定の分野については例外措置対象とし、施行準備の段階にある新投資法から削除する可能性を示唆しており、加盟への動きが加速すると期待されている。

(4) 貿易・為替管理制度

① 外貨規制⁶⁴

外貨保有に関する統制は、1990 年 4 月 14 日法令 No.90-10 により、アルジェリア中央銀行に託されている。同法令は、通貨・金融に関する 2003 年 8 月 26 日法令 No.03-11 によって補完されている。

外貨保有に関する原則は、アルジェリアに拠点を置いているか否かで異なってくる。在外の個人・法人とは、「アルジェリア国籍の有無にかかわらず、経済活動の拠点を海外に置き、収入の 60% 以上を海外で得ていること」と定義されている。

在アルジェリア法人は、外国に銀行口座を開くことは禁止されているが、国内に外貨口座を開設できる。しかし、この外貨口座は主に輸出などで得た外貨を預けることができるだけで、国内での支払いは基本的にアルジェリア・ディナールで行わなければならない。また、アルジェリア銀行で例外と認められる場合を除き、外国で得た外貨収入はただちにアルジェリア国内の銀行に振り込まれなければならない。外国からの輸入決済には外国為替取扱公認銀行において手形支払場所指定の手続きを行う必要がある。

一方、在外アルジェリア法人は 3 種類の口座を開くことができ、海外への外貨送金も可能となっている。このうち国内非居住者口座（comptes intérieurs non-résidents）は、海外に拠点を持つ外国企業が、アルジェリア企業と結んだ契約をベースにアルジェリア・ディナールで支払うために利用する特別な

⁶⁴ UBIFRANCE、S’implanter en algérie、2008/2009 年

口座で、契約ごとに口座を開くことができる。ただし、契約終了後は口座を閉めなくてはならず、口座を開設できる期間は6ヵ月間と限られている。口座閉鎖の際には残金は全て没収される。

1995年12月23日付の外貨規制に関する法律No.95-07により、アルジェリア国内における商品・サービスの取引を外貨で行うことは禁止されている。なおアルジェリア銀行によって特別に許可された取引は例外とされる。

2009年補正予算法において、外国企業及び外国資本と提携する企業が持つ外貨口座残高は常に黒字でなければならないと定められた。よって投資額以上の金額を海外送金することはできない。

なお、アルジェリアは、管理変動相場制を導入している。

② 貿易取引に関する規制⁶⁵

貿易に関する法律は、2003年7月19日付政令No.03-04に定められており、自由貿易が保障されている。同政令は、経常取引に関する2007年2月3日付No.07-01、5月31日付No.02-07及びNo.03-07、6月11日付No.05-07の政令によって補完・修正されている。

全ての貿易取引には、公認銀行において手形支払場所指定（Domiciliation）の手続きが必要となる。手形支払場所指定は、アルジェリア中央銀行の取り決めるに従って行われなければならない。なお、輸入取引に関する手形支払場所指定の手続きには、1万DZDの税金が課される。サービスの輸入に関しては、さらに輸入額の3%が手形支払場所指定税として徴収される⁶⁶。

輸入取引に関しては、原則、外貨をアルジェリア・ディナールに換算しディナールで行わなければいけない。なお、外貨口座を持っている企業の場合は銀行振込により外貨で支払いを行うことも可能。

2009年1月10日より税務局から与えられる税務番号のついた磁気カードが、全ての銀行取引、関税取引、税務取引において必要となっている⁶⁷。サービスの輸入に関する外国送金は税務署への届け出が必要である。ちなみに物品の輸入に関してはこの限りではない。この税務署からの税金支払証明書を銀行へ提出することにより、海外送金が可能となる。

貿易取引に関する支払方法としては、主に銀行間送金、L/C、またはD/Pが利用されている。L/Cは初めての取引に利用されることが多く、2回目以降の取引にはD/Pが使われることが多い。アルジェリア企業はL/Cを使うことを好まない場合もある。これは、通常、L/Cを作成するには時間がかかり、多くの銀行がL/C作成に際し支払額とほぼ同額の外貨預金があることを顧客に求めるからである。逆に、アルジェリアの国営銀行からL/Cを作成できるアルジェリア企業は、一定の経済力、信用があると考えることが可能である。

船積み前検査については、2009年2月16日付アルジェリア銀行令No.16により、L/CまたはD/Pによる貿易取引に関しては、輸入品が農産品の場合には衛生管理証明書(certificat phytosanitaire)、商品の場合には品質管理証明書(certificat de conformité)、さらに輸入品の原産証明書を輸出先から入手し提出することが必要となっている。またこれらの証明書は輸出国の定める認定機関により発行されたも

⁶⁵ UBIFRANCE、L'essentiel d'un marché Algérie 2009 /2010、S'implanter en algérie、2008/2009年

⁶⁶ Jurnal Officiel de la Republique Algérienne N°44, 26 juillet 2009, Ordonnance n°09-01 du 29 Rajab 1430 correspondant au 22 juillet 2009 portant loi de finances complémentaire pour 2009 (2009年補正予算法)

⁶⁷ 同上

のでなくてはならない。

2009年7月22日に施行された2009年度補正予算法により、民間企業は10万DZD(約1,000ユーロ)以上の全ての輸入取引に関してはL/Cでの支払いが義務付けられることとなった。2009年10月の報道によると、新規制の導入後、銀行へのL/C申請が急増し、L/Cの発行には約3週間を要し、5万ユーロ以下の1取引に付き約300ユーロの手数料がかかることから、企業にとっては輸入取引経費がかさむ結果となっていた。このため、同規定は2010年に修正され、工業生産のための輸入に関しては、200万DZD(約20,000ユーロ)を限度に、1企業につき年1回だけL/C以外の手段にて支払いが可能となっており⁶⁸、さらに2011年には限度額が400万DZD(約40,000ユーロ)に緩和された。2014年予算法によりD/Pが支払い方法として復活した(2014年予算法第81条)。この措置は中小企業の輸入代金の調達に大いに貢献するとみられている⁶⁹。一方、アルジェリア中央銀行の2014年11月23日付03-14号「銀行または金融機関による対外的な保証金割当水準を定める通達」に基づき、2014年12月1日より、アルジェリアに所在する銀行は自己資本に対する対外的な輸入関連保証金割当に制限を課されることとなった⁷⁰。本通達により、銀行または金融機関は輸入保証金割当を現行の健全性規制に定められている規定自己資本の倍を超えてはいけないと定められた。さらに、中銀の2015年7月22日付第02-15号通達により、同年8月1日から、その額が自己資本と同額へ引き下げられた。地元企業への融資拡大を通して、アルジェリア国内産業の育成、輸入代替活動の促進を目的とする本措置だが、結果としてアルジェリアの銀行のL/C発行能力を制限することとなり、事実上の一時的輸入制限措置となった。今後、アルジェリアの銀行が自己資本を増強し、企業の輸入事業にどこまで対応できるかが課題となっている⁷¹。

さらに中銀は、国内の金融機関に対して2016年3月15日付の通達により、L/C開設のための手形支払場所指定(Domiciliation)の手続きの際に、事前電子申請を義務付けている。この事前申請は指定取引銀行のウェブサイトから行う⁷²。

(5) 輸出促進制度

2004年、アルジェリア產品の輸出振興、輸出產品の多様化に向けた政策を実行する貿易振興庁(ALGEX)が商務省管轄下に設立された。同庁はアルジェリア企業に外国市場の情報提供、外国市場進出支援を行い、炭化水素分野以外の輸出振興のための様々な活動を支援している。また、輸出振興策の1つとして、輸出振興特別基金(FSPE:TIC税収の10%、国営・民間企業の負担金、寄付などが財源)が1996年に設立された。輸出のための輸送費の補助、外国見本市への参加費用の補助が活動の中心であったが、2007年より輸出企業の海外市場調査、宣伝活動、海外拠点設立に関する経費、輸出振興のための研修費などへの補助も行っている。申請先は商務省となる。その他にも炭化水素部門以外の輸出専門企業には、輸出振興策として次のような税優遇制度が設定されている⁷³。

- 職業税控除
- 法人税控除(陸上・海上・航空運輸及び再保険・銀行セクターを除く)

⁶⁸ UBIFRANCE, Fiche Pays Algérie 2010

⁶⁹ UBIFRANCE, Fiche Pays Algérie 2014

⁷⁰ アルジェリア中央銀行サイト(<http://www.bank-of-algeria.dz/html/legist2014.htm>)

⁷¹ マグレブ・エマルジョン、2014年12月23日付記事

⁷² アルジェリア・プレス・サービス、2016年3月15日、20日記事

⁷³ アルジェリア商務省、Recueil relatif aux avantages et facilitations accordés aux exportations hors hydrocarbures、2007年4月

- 付加価値税（VAT）控除
- 輸出產品生産のために購入、輸入した資機材に対する VAT 免除
- 輸出目的のために設置された関税局認可の保税倉庫への各種税金免除など

(6) 輸入規制動向

急増する輸入を懸念した政府は、2009年予算法・補正予算法及び2010年補正予算法により貿易・投資に関する規制を強化した。その主な内容は以下のとおりである。

- 外国企業がアルジェリアに投資する際には、外国資本の比率が49%以下ではなくてはならない（アルジェリア企業資本比率が51%以上）。輸入企業の場合には、アルジェリア企業が資本の最低30%を保有していなければならない。（2009年補正予算法では既存の外資系企業は対象外であったが、2010年の補正予算法において、場合により過去の投資案件に遡って適用されることを定めた⁷⁴。）
- サービス輸入では支払額の3%を手形支払場所指定（Domiciliation）税として課税。
- 中古機械・エンジン等の輸入制限。自動車部品輸入に関して、原産国証明書または自動車メーカーからの製品認定書等の提出義務。
- 2,500cc以上の自動車及びトラック・建設機械（車輪付きエンジン）の輸入に対して新たに印紙税を導入。2,500cc以上の自動車には20万DZD、22トン以下のトラック・建設機械（車輪付きエンジン）には34万DZD、22トンを超過するものには50万DZDが徴収される。
- 全ての輸入取引（10万DZD以上）は信用状（L/C）にて支払わなければならない。しかし、2010年の補正予算法により、工業生産のための輸入に関しては、200万DZDを限度に1企業につき年1回のみL/C以外の手段で支払可能⁷⁵。2011年には限度額が400万DZDに緩和された。また、2014年予算法では、手形支払書類引渡し（D/P）が支払い方法として復活している。
- 輸入小麦への課税。国内生産者向け購買価格より安価な場合は、追徴課税が適用される⁷⁶。

2015年には、主要輸出品目である炭化水素部門での価格下落により輸出額が大幅に減少し貿易収支が赤字に転落したことから、政府は国内産業の保護と輸入規制をさらに強化。2015年12月6日付法令15-306号「製品・商品の輸出入ライセンス制度に関する適用条件及び細則」により輸入ライセンス制度の詳細を明らかにした。同法令では、輸入数量制限のない「自動ライセンス」（条件を満たす全ての申請に所管省庁が承認を与える）と、輸入数量制限のある「非自動ライセンス」の区別を明確にした。非自動ライセンスの対象品目の選定とその輸入数量に関しては、商務省付各省間委員会が、毎年貿易状況を見て提案、最終的に商務相が決定して同省のウェブサイトないし国内プレスを通じて通知の公示が行われる。毎回の通知により対象品目と申請者に対する輸入割当方式が定められる。申請期間終了後、各省間委員会が輸入申請内容を審査し、商務省が承認する。輸入ライセンスは譲渡不可で、有効期間は基本的に6ヶ月としている。

また、外貨建て決済の制限措置も強化された。2014年より国内の商業銀行に対し、輸入保証金の総

⁷⁴ 地中海経済情報サイト「エコノストラム」2010年9月14日付記事

⁷⁵ UBIFRANCE, Fiche Pays Algérie 2010

⁷⁶ 地中海経済情報サイト「エコノストラム」2010年8月27日付記事

額は自己資本の 2 倍を超えてはならないと、対外的な輸入関連保証金割り当てに制限が課されていたが、2015 年 8 月に保証金の総額が自己資本と同額に引き下げられた。その措置に伴い、金融機関による L/C 発行能力は半減している。

この他、2015 年補正予算法では以下の規制が追加されている。

- 関税支払いは 5 日以内に行わなければならぬ。遅れた場合は 1.25%／月が翌日から加算される。
- 商品、サービスの輸入取引に係る手形支払場所指定税の書類開設にあたり、0.3%が課税される。ただし最低 2 万 DZD とする。

自動車部門に対する規制動向⁷⁷

2008 年から 2009 年にかけて、政府は以下の規制を通じて自動車の輸入を制限し、国内での自動車生産を活発化させることを目論んだ。

- 新車購入には 5~20 万 DZD を課税（ガソリンかディーゼルか、また排気量によって異なる）
- 排気量 2,500cc 以上の自動車及びトラック・建設機械（車輪付きエンジン）の輸入に際し、新たな印紙税を導入。2,500cc 以上の自動車には 20 万 DZD、22 トン以下のトラック・建設機械（車輪付きエンジン）には 34 万 DZD、22 トンを超過するものには 50 万 DZD がそれぞれ課税される
- 自動車等のコンテナ移送が不可能な貨物は、アルジェ港での荷降ろしが禁止となり、モスタガネム港（Mostaganem）、ジェンジェン港（Djendjen）およびガザウエ港（Ghazaouet）の 3 港のみにて荷卸しが可能となる。
- 自動車部品の輸入に関しては、原産国証明書およびアラビア語での表記が必要。

2014 年以降も自動車への輸入規制は継続され、以下の措置が順次発表された。

- 2014 年予算法では、国内の自動車輸入代理店に対し、2016 年 1 月から輸入販売車両に一定の国際基準装備を義務付けるとともに、代理店自身の施設・設備にも新たな基準を課し、これらを満たさない場合は営業を認めないとした。これを受け、多くの輸入代理店は経営難に直面している⁷⁸。
- 2015 年予算法によって、輸入代理店に対して投資の義務が定められた。自動車代理店は認可取得後の 3 年以内に、現地において産業活動、もしくは準産業活動、または自動車産業に直接関連したその他の活動に投資を行わなければ、輸入許可が剥奪されることになる。産業活動の例としては、自動車産業向けの部品の製造が挙げられる。輸入代理店による投資の義務付けの猶予期間は 18 カ月とされ、2016 年 6 月より施行される⁷⁹。

⁷⁷ エルワッタン紙、2010 年 1 月 24 日付記事、UBIFRANCE, Fiche de synthèse, Le secteur automobile en Algérie, 6 juillet 2010

⁷⁸ エルワッタン紙、2014 年 11 月 25 日記事

⁷⁹ 産業・鉱山省の新車輸入規制に関する省令が 2015 年 3 月 23 日に署名され、4 月 1 日に発効。今後輸入される乗車、小型貨物車、貨物車、トレーラー、バス（市内用及び長距離用）、バイクについて 4~14 の機材、装置、機能の搭載を義務づけるとしたが、代理店等からの大きな反発を買い、5 月 13 日に一部緩和された。

(2015 年 4 月 1 日官報、<http://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2015/F2015016.pdf>)

(2015 年 5 月 13 日官報、<http://www.joradp.dz/FTP/JO-FRANCAIS/2015/F2015024.pdf>)

- 2015年補正予算法により、新車登録税が大幅に引き上げられた。ガソリン車は8万～25万DZD（排気量により異なる。ただし2500cc以上の車両は除く）、ディーゼル車は12万～40万DZD、バスは20万～35万DZDとなる。
- 輸入ライセンス制度に基づき2016年1月14日には自動車、セメント、鉄鋼を対象とした通知が示された。自動車ではHSコード8702、8703、8707が対象となり、乗用車のみならず、バス、トラックも含まれる。これにより自動車の2016年の輸入枠は全体で15万2,000台と設定された。割り当て数量がセグメント別になるか、ブランド別になるかは現時点では不明。現地生産を促進したい政府の狙いから、現地組み立て用のノックダウンキットは対象外となっている。

一方で、国内産業の育成に向けた措置も取られている。

- 2014年予算法において自動車部門に関する例外措置として、投資会社が2年以下の車歴の中古車両を輸入することを許可。ただし各ケースの個別検討は行われる。
- 自動車購入の消費者ローンはこれまで禁止されていたが、2015年予算法により、2015年第2四半期から現地製造車両に限って消費者ローンが認められることになった。

なお、EUとの連合協定にて、EUからの自動車輸入に関する関税は2020年には撤廃される予定。2014年9月1日時点で、EU自動車関税率は、基本関税率が15%の場合は12%、30%の場合は23%となっている（エンジン重量などにより税率が異なる）。

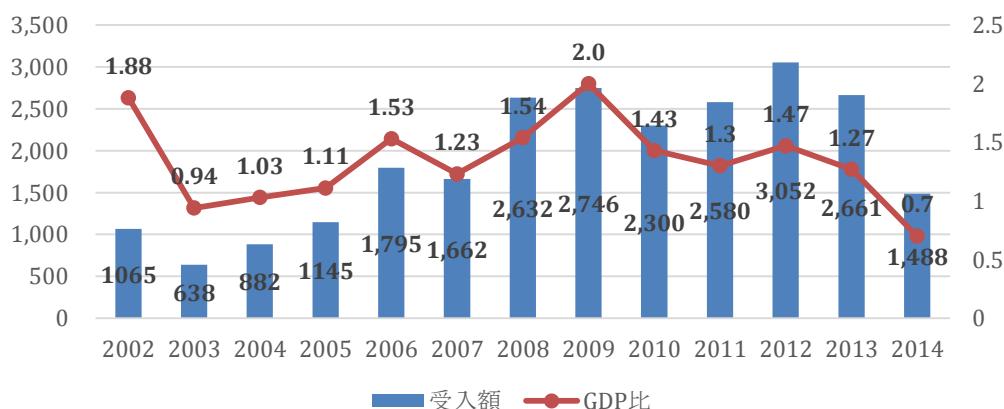
5. 投資環境

(1) 対内直接投資動向⁸⁰

① 概況

2014年の外国直接投資（現地資本との提携を含む）は、プロジェクト数では前年65件から105件と倍増した一方、投資額は前年3320億DZDに対し49%減の1700億DZDとなった（申請ベース）。対GDP比は0.7%と過去10年の平均（1.39%）からほぼ半分にまで落ち込んでいる。

図3：対アルジェリアFDI受入額と対GDP比の推移（単位：百万ドル）



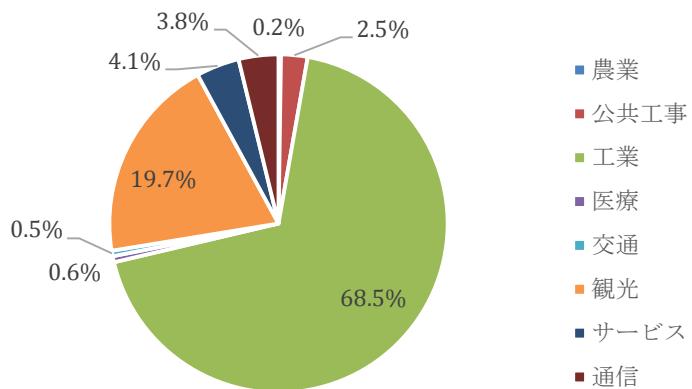
⁸⁰ アルジェリア国家投資開発庁（ANDI）、UNCTAD統計

(出所：UNCTAD 統計)

非炭化水素部門における 2002～2014 年間の FDI 累計総額（申請ベース）では、業種別で見ると、金属、電力・水、建築資材など工業部門が 68.6%と多くを占めており、次いで観光部門が 19.7%、サービス部門 4.1%、通信部門 3.8%の順となる。

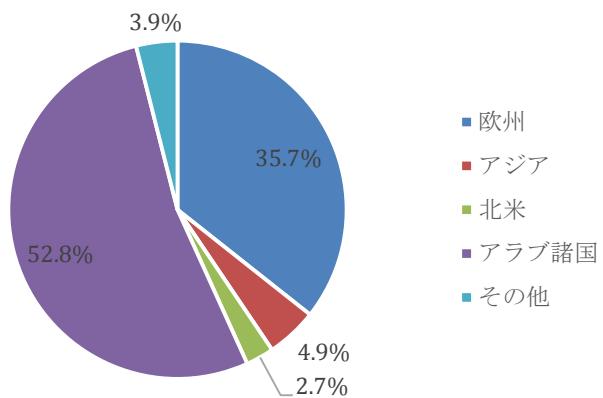
国・地域別では、アラブ諸国が 1 兆 2,435 億 DZD で 52.8%と半数を占め、欧州諸国が 8,393 億 DZD（うち EU 諸国は 5,195 億 DZD）で 35.7%と、2 地域だけで全体の 88.5%を占めている。一方、2011 年まで 23%を占めていたアジア諸国は 4.9%まで縮小している。

図 4：分野別に見る 2002～2014 年の FDI 累計



(出所：ANDI)

図 5：地域別に見る 2002～2014 年の FDI 累計



(出所：ANDI)

② 近年の投資プロジェクト（非炭化水素部門）

自動車

① 市場状況⁸¹

⁸¹ 政府系通信社アルジェリ・プレス・サービス、2013 年 1 月 22 日付記事

アルジェリアの自動車輸入台数は、政府が自動車輸入の急増に歯止めをかけるため導入した新車向け輸入関税や消費者金融の禁止が影響し、2008年の35万台から2009年には27万台へ23.6%減少した。しかし、2010年から再び増加、2012年には57万台（前年比45%増）まで回復している。その後、政府は更なる輸入規制強化を実施、2014年は38万6,316台まで減少した。一方、これらの輸入規制強化を受け、欧州自動車メーカーは現地でのライセンス生産や組立工場を設立するなど、外資参入が多様化しつつある。

ブランド別販売動向をみると、2014年、販売台数が最も多かったのは仏ルノーで5万2,059台、第2位が仏プジョーの4万1,802台、第3位はルノー傘下のダチア（Dacia）で3万9,741台となった。ルノー社の合計販売台数は3位のダチアも含め9万1,800台で、2013年の11万1,378台からは減少したもの、市場占有率は26.9%と0.7ポイントの伸びを見せた。以下、韓国の現代が3万9,333台、独フォルクスワーゲンが2万6,686台と続く。

② 企業動向

仏ルノーが自動車組立生産工場を開設した⁸²。アルジェリアはルノー・グループにとり世界第9位の自動車市場となっている。2012年12月にアルジェリアを訪問したオランダ仏大統領は、ブーテフリカ大統領との間でルノー車組立工場建設に係る合意書に署名した。これに基づき、2013年1月、ルノーは、アルジェリアのSNVI（アルジェリア国営自動車産業公社）及びFNI（国営投資ファンド）と組んで、アルジェ郊外ルイバ市に合弁企業ルノー・アルジェリ・プロデュクション（Renault Algérie production）を設立、2014年11月に竣工した。組立工場は第1段階として「サンボル（Symbol）」1車種、年間生産能力2万5,000台から生産を開始するとしている。いずれは他車種の生産も開始し、年間生産能力を7万5,000台に拡大する予定。ルノー社は、アルジェリアでの工場建設に踏み切った背景として、新車輸入に対する高関税を回避することを挙げている⁸³。

ルノーは既に2007年9月、アルジェ市の南30kmに位置するブファリクに20億DZDをかけて大規模な部品センターを開設している。敷地面積は1万5,000平方メートル、倉庫床面積は8,000平方メートルで2万点の部品の在庫を管理する。同社は、部品センター設置の理由として、アルジェリアで自動車部品の模造品が氾濫している事実に言及し、市場での純正部品に対する需要に対応すること、顧客に対し販売車両の1年間保証サービスを確立することなどを挙げている。

オラン工場建設に際して、ルノーとSNVIが締結した協定は独占約款を含む。この約款はSNVIに対し、協定調印から3年間（2016年まで）、ルノー以外の外国自動車メーカーとの新たな合弁会社の成立を禁止するもの。ただし他のアルジェリア企業が自動車産業において外国企業とパートナーシップを結ぶ事は禁じていない。2015年予算法において、現地製造車両の購入に限り、消費者ローンを2015年第2四半期より認めるとする制度改正がなされた。生産された乗用車（セダンタイプで名称は「シンボル」）は組立部品の現地調達率が20%以下だが、アルジェリア政府は同車種を唯一の「国産車」として消費者ローンの対象にする予定である。なお、これまで海外自動車メーカーの進出は、販売及びアフターサービス分野に集中しており、海外自動車・部品メーカーがアルジェリア国内に製造工場を建設する例は極めて少なかった。今回のルノー進出の成否は新たな投資を車両・部品製造分野に呼

⁸² ラ・トリビューン 2014年12月5日付記事、レ・ゼロー 2014年11月10日付記事、ルモンド 2014年11月10日付記事

⁸³ ANIMA Investment Network ホームページ、エルワッタン紙、2010年2月12日付記事

び込むための試金石になるとみられる。

この他の自動車部門での近年の投資動向は以下のとおり。

- 2013年11月、アルコフィナ（Arcofina）と中国第一汽車（FAW）の間で自家用車及び商用車の年産1万台を見込む車両生産工場の建設に関し議定書が調印された。しかし2015年初の段階で工場建設は未着工である⁸⁴。
- 独ダイムラーは、アルジェリアにてトラック、バス、メルセデスベンツ向けエンジンの生産工場の設置に乗り出した⁸⁵。2011年3月に締結されたドイツ・アルジェリア経済協力協定に基づき、アルジェリア政府はダイムラー及びUAEのアーバール・インベストメンツ（Aabar Investments）と共に、トラックやバスなどを生産する合弁企業の設立に合意した。工場はルイバ市に建設され、年間1万5,000台のトラックおよびバスの生産を目指す。2014年4月にはアルジェリアで初めて生産されたメルセデスベンツのトラックが完成、出荷された。当協力協定ではこの他、ティアレット工場で四輪駆動自動車、ウエッド・ハミミン工場ではベンツ向けエンジンの生産が始まっている。
- 仏PSAプジョー・シトロエン・グループは近年販売台数を大幅に増加させ、ルノーに次ぐアルジェリア自動車市場シェア第2位となった。2012年12月にはアルジェ市郊外のダル・エル・ベイダに商用車の加工・改修工場を開設し、2014年にはこの工場から1,000台が納品されている。2015年6月にアルジェリアを訪問したオランド仏大統領は、現地での記者会見で、場所や投資額、生産台数など詳細については触れなかったものの、PSAが近い将来、アルジェリアに進出する計画があることを明らかにした。
- 2015年10月、イタリア商用車メーカーのイベコがブイラ県（アルジェから南東120キロ）にて組立工場の開設に着手、現地企業との合弁企業を設立した。生産開始は2016年後半の予定。生産台数の約85%はアルジェリア国内市場に向け販売される。
- スウェーデンの大型バス・トラックメーカーであるスカニアは、現地輸入代理店と連携し、ノックダウン組立工場の設立を計画、現在2016年12月からの稼働を目指し、産業・鉱山省の投資審査を受けている。
- アルジェリアとイタリア政府は、2015年9月に産業協力委員会の設立準備に関する合意書に調印した。その際、フィアットの進出交渉が最終段階にあることが明らかにされている。
- ドイツのフォルクスワーゲンは、現地グループのソバックと提携し、組み立て工場の設置に関する交渉を工業・鉱業省との交渉を進めている。

観光

アルジェリアは、1,213kmの海岸線、200以上の温泉源を持ち、また国土の80%は砂漠地帯となっており、観光地としての開発ポテンシャルは高い。しかし、観光客受け入れのためのインフラが整っておらず、治安リスクも残存するため、ポテンシャルを十分に發揮できずにいる。そこで政府は、石油・ガスに大きく依存した経済構造から脱却するための方策の一つとして、観光部門の強化を目指し、「観

⁸⁴ ラ・トリビューン 2013年11月9日付記事

⁸⁵ 政府系通信社アルジェリ・プレス・サービス

光地整備基本計画（Schéma Directeur d'Aménagement Touristique）」を採択、2015年には250万人の観光客を受け入れ、国際的な水準を満たす合計7万5,000ベッド数の宿泊施設を完備する目標を掲げた⁸⁶。

観光部門のGDPに対する割合は年々増加しており、2014年は8.1%となった。また、当分野での雇用者数も37.9万人（前年比4%増）に達しており、成長の兆しを見せている⁸⁷。一方、2010年に初めて200万人を超えたアルジェリアへの入国者数は、2012年以降は263万人、270万人（2013年）、260万人（2014年）とほぼ横ばいの状況にあり、近隣のモロッコ（1,020万人、2014年）とチュニジア（607万人、2014年）と比べても、アルジェリアの観光開発は遅れを取っている。2014年12月時点でのベッド数は9万台と目標台数を達成しているが、政府は更に1万台の完備を目指し33億DZDの投資を発表し、公共施設、温泉施設の開発、改修も行うとしている⁸⁸。

最近の主な観光プロジェクト

アルジェリアで、観光、不動産、農業、工業など多様な部門で多角的な投資を推進している UAE の投資会社 EIIC（Emirates International Investment Company）は2008年、アルジェ近郊のデリ・イブラヒムにレジャーパーク「パーク・ドゥンヤ（Parc Dounya）」を50億ドルかけて建設する計画を発表、2013年5月18日に開園している。

2012年にモレッティ・クラブ・デ・パン（Moretti-Club des Pins）（アルジェリア・UAE資本）が観光複合施設「フォーラム・エルジャザイール（Forum El Djazair）」の建設に着工した。予算は4億2,900万ユーロ。

2014年11月、アルジェリアの石油サービス企業 Red-Med は、米国ホテル大手のMarriottと6つの3つ星ホテルを建設する連携合意書を締結した。投資額は5000万ドル。⁸⁹

流通

アルジェリアではフランチャイズに関する法制度が整っておらず、営業許可取得の行政手続きに多大な時間がかかる。土地取得の難しさも加わり、外国の大手流通企業は進出に苦労している。現在、商務省は、省内に特別な委員会を設置しフランチャイズ事業に関する法整備の準備を進めると同時に、アルジェリア中央銀行も加盟料金及びロイヤルティの外国送金に関する法制度を整備している⁹⁰。

しかし、フランチャイズでは、近年、イブ・ロッシュ（化粧品）、ラコステ（アパレル）、スピーディー（自動車修理）など、大手外国流通ブランドを中心に約70のブランドが参入しているが、多店舗展開には至っていない。

仏自動車整備工場チェーンのスピーディーは、アルジェ1号店を2007年11月に開店した後、2010年までに全国に15店舗を展開する計画であったが、2015年4月時点で開設しているのは3店舗にとどまっている。

スイスのジョルモリ（Jelmoli）は、アルジェリアに現地法人SCCA（Société des centres commerciaux

⁸⁶ アルジェリア国土開発・環境・観光省ホームページ（www.matet.dz）

⁸⁷ マグレブ・エメルジョン 2014年3月19日付記事

⁸⁸ 世界観光機構、仏企業総局

⁸⁹ Econostrum、2014年11月5日付記事

⁹⁰ フランチャイズ専門サイト（www.ac-franchise.com）、2009年3月23日付記事

d'Algérie) を設立し、2010年8月に、アルジェ市郊外のバブ・エッズーアル・ビジネス地区に映画館とハイパー・マーケット（大型スーパー）を併設した国内最大級規模の総合レジャー施設「バブ・エッズーアル（Bab Ezzouar）」をオープンした⁹¹。総面積9万9,800平方メートル、ショッピングセンター・娯楽施設・ビジネスセンターの合計面積は4万7,000平方メートルに上る。総工費は推定5,800万ユーロ。

スペインの大手アパレルグループ、インディテックス（Inditex）は、上述のバブ・エッズーアルショッピング・レジャー施設内に、約5,000平方メートルの店舗を開設するとしている。ザラ（ZARA）ブランドの店舗は2013年12月にオープンした。

製造

2008年4月には、オラン県でのアンモニア・尿素工場建設（投資額30億ドル）で、オマーンのスハイル・バハマン・グループ（Suhail Bahwan Group）がソナトラックとの提携合意を結んだ⁹²。2014年11月完工。アンモニアを日量4,000トン、そこから顆粒尿素を同7,000トン生産する能力を持つ。

サムスン電子は、アルジェリアの民間最大手企業セビタル（Cevital）と合弁で、2010年5月、セティフ県にて大規模な家電生産工場を開設した⁹³。同工場は、サムスンの電化製品（エアコン、洗濯機、冷蔵庫、液晶テレビなど）を年間150万台生産し、同社の生産施設としては世界5番目の規模といわれている。

仏サノフィ・アベンティスは、2011年2月にANDIと投資プロジェクト契約を調印、シディ・アブデッラーに新たな医薬品生産工場を建設することとなった。投資額は66億DZDで、年間商品数1億個を生産・流通するとし、アルジェリア国内において同社ブランドで登録・販売されている製品の80～85%を国内生産する。2013年9月に着工。同社はまた、AIN・ベニアンの工場にて液体薬品を生産、サイダル（Saidal）グループとの合弁企業ウインソロップ・ファーマ・サイダル（Winthrop Pharma Saidal）では固形薬品の生産を行っており、アルジェリア向けの医薬品の50%を現地生産化している⁹⁴。

アメリカのファーガソン産業グループは2012年8月、アルジェリア国営農業トラック社及び国営農機流通社と、農機製造を目的とした合弁会社の設立に関する署名に調印した。投資額は3億9,000万ユーロで2013年に生産を開始した。

食品分野では、マハシリ（アルジェリア・UAE資本）がアフリカ最大の牛乳製造工場をティアレット県に総工費約2億ドルをかけて建設する計画。2014年10月時点で5年後の完成を予定している。

仏ラファルジュはアルジェリア資本との合弁企業CILASをビスクラに設立、2015年後半に生産開始予定のセメント工場建設の許可を得た。当初は年間270万トンの生産規模を見込み、第2生産ライン始動時には生産を倍増する予定。最終的には年間600万トン規模の生産を目指す。本施設はラファルジュにとってムシラとマスカラの2工場、地場企業のGICAと共同運営するメフタハの工場に次ぐ、新たな生産拠点となる。ラファルジュは4,350万ユーロを出資してメフタハ工場（年間100万トン生

⁹¹ ル・マグレブ、2010年7月24日付記事

⁹² ソナトラックホームページ、アルジェリア・ウォッチ、2008年3月29日付記事

⁹³ エルワッタン紙、2010年5月12日付記事

⁹⁴ サノフィー・アルジェリアのホームページ

産) の資本の 35%を獲得している⁹⁵。

通信

エジプト・オラスコム・グループはオラスコム・テレコム・アルジェリア(OTA)を通じジェジー(Djezzy)の名称で、2001年よりアルジェリアの携帯電話市場に進出した。2010年10月、ロシアのヴィムペルコム(Vimpelcom)がエジプトのオラスコム・テレコム・ホールディングの主要株主となった。その後、アルジェリア政府がジェジー(OTAが商品化しているプロバイダー)の株51%(またはそれ以上)を買収する動きが活発になり、最終的には政府が国家投資ファンド(FNI)を通してOTAの株51%を買収した。その総額は26億4,300万ドル。この買収のプロセスが2015年1月末に完了したことが公式に発表された。なお、OTAのマネージメントはロシアのヴィムペルコムが行うが、戦略上重要な事項の決定時にはFNIが拒否権を行使できる。本件はアルジェリア国内企業による先買権(2009年予算法・補正予算法による規制)の代表的な一例となっている⁹⁶。なお、ジェジーは2013年時点ではアルジェリアの携帯電話サービス市場において46%のシェアを占めている。

建設

2011年、中国の中国建築(China State Construction)がアルジェ県の大モスク建設事業を落札した。設計とプロジェクト管理はドイツのクレップ・ウント・キーファー(Kreb und Kiefer)、KSPエンゲル・ウント・ジマーマン(KSP Engel und Zimmermann)が担当する。当初工期は48ヶ月、予定投資額は1,000億DZD。2012年6月に着工したが2014年後半時点では18ヶ月の遅れが生じており、テップーン住宅・都市計画大臣は完成予定を2016年第1四半期と発表した⁹⁷。

中国政府はアルジェ市内でのオペラ劇場の建設計画に対し3,000万ユーロの出資を行う。当計画は2006年にブータフリカ大統領の中国訪問の際に着想され、アルジェリア人労働者への技術移転も同時に行われる。契約調印は2012年10月に行われ、2012年11月に着工、2014年10月に竣工式が開かれた。規模は敷地4ヘクタールで、座席数は1,400席⁹⁸。

2008年、仏アルストムとスペインのイソリュックス・コルサン(Isolux CORSAN)のコンソーシアム「トラムヌール(TRAMNOUR)」がオラン市で、またアルストムとイタリアのパザロッティ(Pizzarotti)とのコンソーシアムがコンスタンチーヌ市で、それぞれトラム建設工事を落札した。請負価格はそれぞれ3億5,500万ユーロと3億700万ユーロ。オランでは2013年5月、コンスタンチーヌでは2013年7月にそれぞれ開業し、コンスタンチーヌでは延伸工事も始まっている。アルストムはこれに先立つ2006年にも、アルジェ市のトラム建設工事を約4億ユーロで落札し、2011年5月に第一期工区、2012年6月に第二期工区、2014年4月に第三期工区で営業が始まった。グール運輸大臣は、第4期工区の開業見込みを2015年4月と発表した⁹⁹。

⁹⁵ 政府系通信社アルジェリア・プレス・サービス、2015年5月9日付記事

⁹⁶ Algerie360、2012年12月12日付記事

⁹⁷ アルジェリー・フォーカス、2014年10月12日付記事

⁹⁸ 政府系通信社アルジェリ・プレス・サービス、2014年10月30日付記事

⁹⁹ 政府系通信社アルジェリ・プレス・サービス、2014年2月10日付記事

(2) 外国投資促進政策・制度、外国投資規制

① 投資誘致機関

アルジェリア国家投資評議会（Conseil National de l'Investissement : CNI）

投資促進に関する政令第 01-03 号により創設された CNI の評議会の長は大統領が務め、財政相、商業相、産業相、中小企業相、協力相、環境相、エネルギー・鉱山相、地方自治相、財政改革相により構成され、ANDI が事務局を務める。主な役割は以下のとおり。

- ・ 投資の戦略及び優先事項、取引条件の変更時の投資に対する利益の適用、投資を促進するための必要な措置の提案
- ・ ANDI と投資家との間で決められた協定や、投資特別対象地域について提言
- ・ 投資支援基金の予算の決定
- ・ 2009 年補正予算法により、外国企業による投資プロジェクトまたはアルジェリア企業との合弁事業の認可決定

国家投資開発庁（Agence Nationale de Développement de l'Investissement : ANDI）

対内投資向けの行政機関として 2001 年に CNI の管理下に設立された。ANDI の理事会は、経済省の代表者、政府代表者、アルジェリア中央銀行代表者、アルジェリア商工会議所代表者、企業雇用主団体代表者により構成される。主な役割は以下のとおり。

- ・ 投資の促進、発展、支援
- ・ 国内外投資家の窓口、情報提供
- ・ 権益の設定
- ・ 企業による協定遵守のための支援
- ・ 投資支援基金の管理

地域単一窓口（Guichet Unique Décentralisé : GUD）

企業創設、計画の実施のための行政手続きを簡素化するために、全国 19 カ所に設置された単一窓口。ANDI の地方出先機関としての役割を果たす。

② 投資促進制度（2014 年予算法により部分改訂）¹⁰⁰

アルジェリアには、対内投資を促進するための制度として以下の 3 種類がある。

- ・ 通常の投資に対する一般制度
- ・ 投資特別対象地域に関する特別制度
- ・ 協定対象の投資に対する特別制度

各制度の概要は以下のとおり。また、投資促進制度を利用するには、事業者は CNI への投資事業の申請と同時に、ANDI へ投資促進制度の申請を別途行わなければならない。

¹⁰⁰ 国家投資開発庁（ANDI）ホームページ

一般制度（Régime général）

通常の対内投資については、事業準備期間に、投資事業のために輸入する設備材に対する関税、同様に投資のために調達される物品・サービスに対する VAT、投資において取得される不動産の譲渡税が免除される。また、投資事業実現の名目で同意された不動産（土地のみまたは建造物を含む場合の両方）の譲渡に関わる登録税、不動産譲渡公報費、国有地使用料が免除される。この優遇措置は譲渡期間中適用される。また、2014 年度予算法による改正以前に投資計画のため閣僚会議で承認された譲渡や、ANDI に申請された投資事業に対して与えられた譲渡の場合も、これらの措置を享受できる。

事業開始後は、100 名までの雇用を実現し、税務署により事業開始証明書を作成された場合、法人税（Impôts sur les Bénéfices des Sociétés : IBS）及び売上税（Taxe sur l'Activité Professionnelle : TAP）が 3 年間免除される。雇用 101 名以上、及びまたは CNI で決定されたリストに含まれる重要関連企業の投資事業（鉄鋼、金属、水硬性結合剤、電気および電気機器、工業化学、機械及び自動車、製菓、航空宇宙、造船及び船舶修理、高度技術、食品産業、繊維・衣類、皮革および関連製品、木材・家具）の場合、期間は 5 年間に延びる。

投資特別対象地域への特別制度（Régime des zones à développer）

投資特別対象地域とは、総合工業開発ゾーン（Zones industrielles de développement intégré – ZDI）を含む政府の定めた地方開発奨励地区を指し、これらの地域への投資は上記の一般制度に加えて以下の特別制度が適用される。

投資事業の準備期間：

- ・ 投資の枠内で取得した不動産に対する有償譲渡税の免除
- ・ 企業設立の際及び資本金増額の登録税の引き下げ（0.2%）
- ・ ANDI の評価後、事業準備に必要なインフラ工事のための支出について、政府が一部または全部を負担
- ・ 投資のために調達される物品・サービスに対する VAT 免除（調達は輸入でも現地調達でもどちらでもよい）
- ・ 投資事業のために輸入する設備材に対する関税免除

投資事業実現の名目で同意された不動産（土地のみまたは建造物を含む場合の両方）の譲渡に関わる登録税、不動産譲渡公報費、国有地使用料が免除される。この優遇措置は譲渡期間中は適用される。

2014 年度予算法による改正以前に投資計画のため閣僚会議で承認された譲渡の場合も、これらの措置を享受できる。

事業稼働中：

法人税、職業税、投資関連不動産所有に掛かる不動産税（取得日より）を 10 年間免除、赤字繰越しや減価償却期間についても、投資を容易にしうる優遇措置を受けられる。

ZDI 以外の地域に対する特別制度は以下のとおり。

1) アドラー、イリジ、タマンラセット、ティンドフ県

- ・ 投資開始後 5 年間につき所得税を 50% 軽減。

- ・ 投資事業向けの不動産権利として、15 年間は国有地使用料として 1 平方メートルにつき 1 DZD の支払い、それ以降は 50% に割引される。

2) 南部

- ・ 投資事業向け不動産権利として、10 年間は国有地使用料として 1 平方メートルにつき 1 DZD の支払い、それ以降は 50% に割引される。
- ・ 新たな農業投資事業向けの不動産権利として、10~15 年間は 国有地使用料として 1 ヘクタールにつき 1 DZD の支払い、それ以降は 50% に割引される。
- ・ 観光事業投資に認められた銀行貸付金利が 4,5% に引き下げ。
- ・ 観光ホテル施設の近代化事業に認められた銀行貸付金利が 4.5% に引き下げ。

3) 中央部

- ・ 投資事業向け不動産権利として、10 年間は国有地使用料として 1 平方メートルにつき 1 DZD の支払い、それ以降は 50% に割引される。
- ・ 新たな農業投資向けの国有地使用料として、10~15 年間は 1 ヘクタールにつき 1 DZD の支払い、それ以降は 50% に割り引かれる。

協定対象の投資に対する特別制度 (Régime de la convention d'investissement)

アルジェリア国内経済に特別の利益をもたらす投資に対して適用される。

投資事業の準備期間 :

- ・ 投資事業のために輸入または現地調達する設備材に対する関税、同様に投資のために調達される物品・サービスに対する VAT の免除。
- ・ 生産または不動産登記に割当てられた不動産所有の譲渡に関する登録税の免除。
- ・ 企業設立または増資のための登録税の免除。
- ・ 生産活動に使用される不動産所有についての不動産税の免除。

投資事業実現の名目で同意された不動産（土地のみまたは建造物を含む場合の両方）の譲渡に関する登録税、不動産譲渡公報費、国有地使用料が免除される。この優遇措置は譲渡期間中は適用される。

事業稼働中 :

- ・ 税務署により事業開始証明書を交付された事業に対して最高 10 年間の法人税 (IBS)、職業税 (TAP) の免除。
- ・ CNI が定めた新たな産業活動として類別される投資による生成品の価格に課される付加価値税を含む税、関税の免除または軽減。
- ・ CNI が定めたその他優遇措置、ANDI の審査を通じた投資事業に必要なインフラ工事のための支出に対する政府による一部または全額負担。

③ 総合工業開発ゾーン (Zones industrielles de développement intégré – ZDI)

アルジェリア政府は経済の炭化水素依存からの脱却を目的とする新産業戦略を 2007 年 2 月に発表し、石油化学（特に肥料）、製鉄、食品加工、建設材料、電子部品、製薬、機械、自動車、情報通信、再生可能エネルギーを優先分野として定め、工業部門の再編と近代化を目指している。全国 14 カ所に総合

工業開発ゾーン(Zones industrielles de développement intégré – ZDI)を創設する計画である。そのうちアルジェ、ブリダ、オラン-モスタガネム、アナバ、セティフ、ブメルド-ティズイ、ウズ、ガルダイア-ハシルメルの8カ所には業種横断的な総合工業開発区を設置し、シディアブドゥラには情報通信分野に特化した科学集積地(テクノポール)、ベジャイアには食品加工を対象とするテクノポール、シディベルアベスには電子部品産業に特化したテクノポールをそれぞれ設置する計画である。特にアルジェ郊外のサイバーパークには、国内外の企業が進出を検討しており、アルジェリ・テレコム、アルジェリア・ポスト、携帯電話事業会社のワタニヤ・テレコムなどの拠点開設が見込まれる。サイバーパークでの雇用数は最終的に2万人を見込む。しかし、2014年時点での具体的な進展はみられておらず、計画の実現にはさらに時間を要するとみられる。

④ 法的枠組み

対内投資に関する規定としては、投資促進に関する2001年8月20日付政令第01-03号が定められており、2006年7月には、投資促進措置の拡大と適用プロセスの迅速化とを目的として、2001年法を修正する政令第06-08号が発布された。これらの規定を補足する形で、外国資本の利益の国外送金や譲渡等に関する通貨／融資関連法、アルジェリア銀行規則なども別途制定されている。

国内産業の多角化と民間部門育成の加速に向け、政府は2014年に入り、従来の国内産業・企業育成優先の方針を一部見直し、外国投資の促進へと再び舵を切る意向を示している。2014年予算法第56条¹⁰¹では、対アルジェリア外国直接投資および外国資本との合弁事業の承認手続きを簡素化しており、2016年予算法では、投資奨励策の各種税控除や優遇措置を受けた企業の4年内の再投資義務について、受益額の100%から30%に引下げたとしている¹⁰²。また、現在準備段階にある投資法改正では、2009年時点での既存企業が事業拡大をする際に51/49%規制が適用されるとされた点が廃止される可能性があるとしているほか、主な変更点として以下が検討されている¹⁰³。

- CNIによる事前承認の廃止
- アルジェリア政府の支援を受けた外国企業が保有する資本譲渡に係る政府承認の廃止（先買権に関しては維持される）
- 外国系企業が国内に保有する外貨口座の黒字収支義務の廃止
- アルジェリア国内銀行を通した資金調達の廃止
- 51/49%規則適用範囲の製造、サービス、輸入企業から卸、小売り、輸出、職人企業への拡大

⑤ 投資規制

政府は年々急増する輸入を減らし、貿易分野ではなく国内産業への投資を誘致する目的で、2009年予算法および補正予算法、2010年補正予算法により、外国投資に対する規制を強めている。

- 外国企業がアルジェリアに投資する際には、外国資本の比率が49%以下ではなくてはならない（アルジェリア企業資本比率が51%以上）。輸入企業の場合には、アルジェリア企業が資本の最低30%を保有していかなければならない。（2009年補正予算法では既存の外資系企業は対象外であったが、2010年の補正予算法で、場合により過去の投資案件に遡って適用されることを定めた。）

¹⁰¹ アルジェリア財務省予測政策総局（La Direction Générale de la Prévision et des Politiques）サイト

¹⁰² Algerie-Focus 2015年12月16日付記事

¹⁰³ TSA 2015年4月15日付記事、Maghrebemergent 2015年9月19日付記事、Algerie-Focus 2015年10月12日付記事

- 原則としてアルジェリア国内の銀行を通して資金を調達し、通貨はアルジェリア・ディナールを使用しなければならない。
- 投資奨励策としての各種税控除・優遇措置を受けた企業は、それに相当する額またはそれ以上の額を4年以内に再投資しなければならない（2016年予算法により、100%相当以上から30%相当へ引下げ）。これに従わない企業は、受益した税控除・優遇分の金額返還及びその30%を罰金として支払わなくてはならない。
- 外国企業がアルジェリアに保有する資本の譲渡に関しては、アルジェリア政府及び国営公社が先買権を有する。2010年補正予算法により同規定は強化され、外国企業がアルジェリア進出時に税制上の優遇を受けてアルジェリア企業内に保有する資本を譲渡する際は、これらの譲渡がアルジェリア国外で行われる場合、あらかじめアルジェリア政府へ意見を求める必要がある。
- 株式や資本売却の際の譲渡益（キャピタルゲイン）に対する課税（20%）。
- アルジェリア子会社から親会社への外国送金に対する課税（15%）。
- 外資系企業はアルジェリアでの投資事業期間中、国内に保有する外貨口座の収支が黒字となっていることを証明しなければならない（投資額以上の海外送金は不可）。
- 不動産ローンを除く消費者金融の禁止。ただし、2015年予算法により、2015年第2四半期から現地製造に限り消費者ローンが認められている。
- 外国企業の投資プロジェクトまたはアルジェリア企業との合弁事業の認可は、ANDIを通じて申請され、大統領が議長を務め9省の大臣から構成される国家投資評議会（Conseil national de l'investissement : CNI）によって認可を受けねばならない。認可にかかる期限設定は無し。
- 500万DZD以上の投資プロジェクトに関しては、CNIの許可なしには投資促進・奨励措置は適用されない。
- 投資促進・奨励制度による付加価値税（VAT）免除は、アルジェリア原産品の購入にのみ適用される。なおアルジェリアでは生産されていない商品であると確認された場合にも、VAT免除が適用される場合もある。

2009年予算・補正予算法は外国投資に対する制限的側面が強かったのに対し、2014年予算法は国内生産促進・輸入規制・雇用増加の3点に要約される。2014年予算法で定められた国内投資に関する手続きや制度の主要変更点は次の通り¹⁰⁴。

- CNIによる投資計画の予備審査義務の撤廃（政令第4条の2）。ただし、今後も政令にある税優遇措置を受ける直接投資プロジェクトや外資との合弁投資に対しては審査が要求される。
- 投資額が15億DZD以下の投資プロジェクトのための優遇措置に関わる条項を撤廃（政令第9条の3）。
- アルジェリアに技術や利益をもたらし、現地部品調達率が40%以上の投資プロジェクトは、49%の出資規制を維持した上で税制優遇措置を受けられる。

¹⁰⁴ 2014年予算法（http://www.dgpp-mf.gov.dz/images/stories/PDF/lois_finances/lf%202014.pdf）

- CNI に定義される「戦略的関連産業」構想を第 58 条に導入し、当該産業に当てはまる場合、投資事業は雇用数の積み増しがない場合でも法人税ならびに職業税が 5 年間免除される。
- 国内販売目的の輸入業務で外国の法人または個人と提携するアルジェリア国内企業の資本保有比率は 51%かそれ以上でなければならなくなつた。ただし遡っての適用は無い。

更に、2015 年補正予算法では、以下が追加されている。

- 法人税の変更。2015 年予算法で 23%に統一されたが、生産活動を行う企業は 19%、鉱山、公共事業、観光事業（旅行代理店は除く）は 23%、その他の活動を行う企業は 26%となつた。
- 職業税 (TAP) の税率引き下げ。生産活動を行う企業は 1%、建築、公共事業（25%の控除あり）は 2%、炭化水素分野のパイプラインによる輸送活動を行う企業は 3%。
- 駐在員事務所の開設及び承認更新の際の登記税の課税（10 万～150 万 DZD）。中・長期の不動産ローンに関連する取引への VAT の免税。
- 取得後 3 年間未開発の工業用土地受益者へのペナルティの導入。

(3) 事業所設立形態と必要手続き

① 企業形態

資本企業

株式会社 (La société par actions : SPA) : 有限責任の共同出資者（7 人以上）で構成される。資本が公募による場合は 500 万 DZD 以上、そうでない場合は百万 DZD 以上である必要がある。取締役会により経営が行われ、社長及びゼネラルマネジャー、または社長兼ゼネラルマネジャーを任命する。

有限会社 (La société à responsabilité limitée : SARL) : 有限責任の共同出資者（2 人以上 7 人未満）で構成される。資本金は百万 DZD 以上のこと。株式の券面額は 1000DZD 以上に設定される。

一人有限会社 (La société unipersonnelle à responsabilité limitée : EURL) : 有限責任の一人により構成される。資本金は百万 DZD 以上であること。株式の券面額は 1000DZD 以上に設定される。

株式合資会社 (La société en commandite par actions : SCA) : 無限責任社員と株主（有限責任）から構成される。

パートナーシップ形態

合名会社 (La société en nom collectif : SNC) : 無限責任社員から構成される。資本金に最低額は設けられていない。

単純合資会社 (La société en commandite simple : SCS) : 有限責任社員と無限責任社員から構成される。アルジェリアではあまり通用されていない。

匿名組合 (La société en participation) : 2 名以上の個人から構成され、法人格を有しない。

なお、これらの企業設立にあたり、51%以上のアルジェリア企業の出資が必要となる。

② 必要手続き

企業の設立には、以下の手続きを踏む必要がある。

- ・ 企業形態の公証人作成の証書による証明
- ・ 企業構成証明書の官報での発表
- ・ 企業構成証書の裁判所書記課への登録
- ・ 企業設立から 2 か月以内における登記簿への登録

この他、活動開始から 30 日以内に管轄の税務署に対し企業申告を行い、税務認証番号を取得する必要がある。

(4) 税制

直接税

① 法人税 (Impôt sur les bénéfices des sociétés : IBS)

居住企業に対し、期間中または企業活動終了時に企業が行った資産譲渡を含む活動により得られた収益が対象となる。

税率：

| | |
|--------------------------|-----|
| 生産活動を行う企業 | 19% |
| 鉱山、公共事業、観光事業（旅行代理店は除く）企業 | 23% |
| その他 | 26% |

なお、国内に恒常的な施設を有しない外国企業がアルジェリアで実施したサービスに対し受けた支払いには 24%、海洋輸送外国企業がアルジェリアで受けた支払いには 10%が適用される。

② 職業税 (Taxe sur l'activité professionnelle : TAP)

税率：

| | |
|------------------------|----|
| 生産活動を行う企業 | 1% |
| 建築、公共事業（25%の控除あり） | 2% |
| 炭化水素分野のパイプラインによる輸送活動企業 | 3% |

③ 所得税 (Impôt sur le revenu global : IRG)

国内で働く国民及び外国人被雇用者が得る所得が対象となる。課税所得額を算出するにあたり、給与には 40%の控除が適用される。ただし、控除額は月 1,000～1,500DZD に制限されている。また、障がいを持つ労働者はさらに月 1,000DZD までの控除を受けることができる。

税率：

| | |
|----------------------------|-----|
| 12,000DZD 以下 | 0% |
| 12,001DZD 以上 36,000DZD 以下 | 20% |
| 36,001DZD 以上 144,000DZD 以下 | 30% |
| 144,001DZD 以上 | 35% |

給与以外の報酬、手当、ボーナスには 10%の源泉徴収が課される（控除はなし）。また、一時的な研究、指導、アシスタンス活動に対し支払われた金額、文化的な性質の一時的な活動から得た報酬には、15%が適用される（控除はなし）。

間接税

① 付加価値税（Taxe sur la valeur ajoutée : TVA）

一般税率：17%

軽減税率：7%（特定の物品、製品及び原材料、特別に規定された一定の事業に適用）

2016 年予算法では、ディーゼル、天然ガス消費、電気消費量に対する課税が 7%から 17%に引き上げられた。ただし、天然ガスは四半期で 2500 サーム以上、電気は同 250KW 時以上の消費が対象とする。

その他、国内消費税（TIC）がアルコール類やバナナなど特定の品目にかかる。タバコにも特別な追加税がある。

アルジェリアは現在 37 カ国と二重課税回避のための租税協定を締結している。

発効済み締結国：オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中国、エジプト、フランス、ドイツ、イタリア、レバノン、モロッコ、ポルトガル、ルーマニア、韓国、スペイン、イス、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、イエメン

発効待ち締結国：アラブ・マグレブ連合、エチオピア、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、クエート、マリ、ニジェール、オマーン、ポーランド、カタール、ロシア、シリア、ウクライナ、ベトナム

(5) 従業員雇用(労働法制度)と人件費

アルジェリアにおける雇用に関する事項は、1990 年 4 月 21 日の雇用に関する法律第 90-11 で規定されている。1997 年に改正。

① 雇用体系

無期雇用契約：書面または口頭で締結することができる。期限に関する記述のない契約は、無期雇用契約とみなされる。フルタイム、パートタイムで契約することができる。

有期雇用契約：以下の条件において適用できる。フルタイム、パートタイム契約が可能。

- ・継続しない事業またはサービス達成を目的とした業務遂行のための雇用
- ・一時的に欠勤中の職員の職務代行のための雇用
- ・期間が限定された業務遂行のための雇用
- ・労働力の補充または季節労働のための雇用
- ・性質上、期間が限定される活動のための雇用

いずれもの場合も、通常単純労働者には 1 カ月、管理職には 3~6 カ月の試用期間が設けられているが、労働法ではそれぞれ最長 6 カ月、12 カ月まで可能となっている。試用期間中は、雇用者、被雇用者のいずれも、予告なく、また、補填金の支払い義務も生じることなく、雇用契約を解除できる。

② 労働条件

法定労働時間

最大労働時間は週 40 時間労働と定められており、通常 1 日 8 時間の 5 日間労働となっている。金曜日を終日休日にすることを条件に 6 日間に分散することもできる。1 日の労働時間は 12 時間を超えてはならない。なお、通常、金曜日と土曜日が休日とされている。ラマダン期間中の労働時間短縮については定められていない。

超過勤務

実施された超過勤務に対しては、通常賃金に 50%以上を加算した超過勤務手当が支払われる。ただし、最大法定労働時間の 20%（週 8 時間）、また、1 日 12 時間を超えてはならない。差し迫った事故の防止または事故による損害修復のため、性質上中断により損害が生じると思われる作業終了のためである場合は、労働者代表及び労働監査官に相談の上、延長することができる。

給与・賃金

給与または賃金は雇用者及び被雇用者間での合意に基づき決定される。法定最低賃金（SNMG）は週 40 時間労働で 18,000DZD。

社会保障費（社会保険、健康保険、失業保険、退職など）は給与総額の 34.5%となるが、負担率は雇用者が 25%、被雇用者が 9%、国民社会保障基金が 0.5%となる。

平均公務員給料（月給）（2013 年末）¹⁰⁵

| | |
|---------|------------|
| 炭化水素部門 | 94,710DZD |
| 土木工事業 | 35,482DZD |
| 工場労働者 | 42,329 DZD |
| ホテル・飲食業 | 31,378 DZD |
| 販売業 | 46,390 DZD |

（出所：国立統計局）

有給休暇

前年の 7 月 1 日から該当年の 6 月 30 日までを基準に算出され、1 カ月の労働につき 2 日半、1 年間 30 日まで、年次有給休暇が与えられる。南部ではさらに年間 10 日以上の休暇が追加される。月 24 日または 4 週間の労働が 1 カ月とみなされ、季節労働者の場合は 180 時間となる。新たな雇用者は初月に 15 日以上が働いた場合に 1 カ月とみなされる。被雇用者は、雇用期間中に 1 度、巡礼のための特別有給休暇（最大 30 日）を受ける権利を持つ。

③ 雇用契約解除

雇用契約は、以下の場合に解除される。

- ・有期雇用契約の満了
- ・被雇用者の辞職

¹⁰⁵仏経済誌 Le MOCI (<http://www.lemoci.com/pays/algerie/fiscalite-social/>)、国立統計局ホームページ

- ・特定の事由（深刻な過失、怠慢など）による解雇
- ・被雇用者の就労能力の喪失
- ・余剰人員の集団解雇/雇用者の事業の終了
- ・定年退職
- ・死亡

特定の事由により解除される場合は、懲戒手続きを踏む必要がある。また、解雇手当は与えられない。必要条件が満たされない場合、雇用契約解除は不当とみなされる。

雇用者は経済上の正当な理由が認められ、他あらゆる方策がなくなった場合に限り、余剰人員の雇用契約を解除することができる。その際、団体交渉後に労働行政局が管轄する必要な手続きを踏む必要がある。被雇用者は、団体交渉により決定される賠償金または退職年金、あるいは失業保険の支払を受ける場合は、過去1年間の平均給与に基づき3カ月分に相当する手当を受ける権利を有する。

男性は60歳以上、女性は55歳から退職年金を受けることができる。ただし勤続期間が15年以上あることが条件となる。また、年齢に関係なく32年間労働したもの、50歳以上で20年間労働したもの（減額年金）も、退職年金を享受できる。被雇用者に対する退職手当は、労働協約により決定されることが多いが、義務ではない。通常、同じ雇用者における勤続年数により1ヶ月の給与をベースに算出される。

(6) インフラ環境¹⁰⁶

港湾¹⁰⁷

アルジェリアには主要な混合貿易港（商業、漁港、炭化水素）が11港あり、そのうちアルズー、スキダ、ベジヤイアの3港は炭化水素貿易に特化している。漁港は31港存在する。

アルジェリア貿易の95%は港経由で行われている一方、炭化水素ターミナルを除く多くの港が国際的な整備基準に達しておらず、迅速な対応ができないなど問題が生じている。そこで政府は、1999年以来港の拡張や近代化を図り、港のインフラ整備を行っている。すべての港は国営公社であるSOGEPORtが運営・管理をしていたが、近代化の一環として外国企業にその運営・管理を委託する例も出てきており、2006年にProtek International（シンガポール）がベジヤイア港の20年の運営権利を獲得している。設備投資に5,300万ドル、人材育成に20万ドルをかけ徹底的な近代化を行い、年間処理量は2004年12,000コンテナに対し2010年には25万まで拡大するに至っている。2008年にはDP Worldがアルジェ港・ジェンジエン港の改修及び30年の運営権利を獲得。それぞれ9,620万ユーロ、7,000万ユーロの投資が行われた。

空港

アルジェリアには35の空港があり、そのうち国際空港は13カ所。アルジェ空港では国際線専用エーターミナルが2006年7月に完成されており、同年11月からの空港管理は、アルジェの空港サービス管理機関(EGSA)の系列会社である空港インフラ・サービス管理会社(SGSIA)がパリ空港公社(ADP)との提携で行っている。民間航空交通に使用される空港は32カ所である。アルジェのフアリ・ブーム

¹⁰⁶ ANDI 運輸セクター サイト (<http://www.andi.dz/index.php/fr/secteur-de-transport>)

¹⁰⁷ Revue géographique des pays méditerranéens

ディアン空港、トレムセン、ジジェル、エルゴレア、ガルダイアの各空港に見られるように空港の近代化・改修計画が近年行われている。アルジェには2018年に新国際エアターミナルが出来る予定で、年間1,000万人の利用者、投資総額は330億DZDを見込んでいる。

鉄道

1983年に建設が始まったアルジェ市の地下鉄は、2011年10月31日に開通し¹⁰⁸、東西9.5kmにわたって市内を横断する。仏アルストムが、メンテナンス契約（完成後8年間、1億3000万ユーロ）を締結。2020年までに敷設距離は40kmまで延伸される予定。アルストムはアルジェ市内を走行するトラム建設工事も約4億ユーロで落札しており、2011年5月に第一期工区、2012年6月に第二期工区、2014年4月に第三期工区で営業が開始されている（完成から10年間のメンテナンスも行う）。この他、オラン市では仏アルストムとスペインのイソリュックス・コルサンのコンソーシアム「トラムヌール」が、コンスタンチーヌ市ではアルストムとイタリアのパザロッティとのコンソーシアムが、それぞれ3億5,500万ユーロと3億700万ユーロでトラム建設工事を落札。2013年5月と同年7月に開通している。一般鉄道は全国約5,000km敷設されているが、実際に使用されているのは3,600kmで、電化区間は300kmのみとなっている。

政府は国内鉄道網の拡充に取り組んでおり、現在2,000kmの整備が実施され、今後6,500kmの整備が検討されている。国内鉄道網は将来的には12,500kmに拡充される予定。特に全路線照明設備の電化や、信号、安全、コントロールシステムの導入など近代化を図り、管理・補修分野での労働者養成といった多数の計画の実施が見込まれている。また時速220kmの近代的な高速旅客列車や時速120kmの貨物列車の導入も計画されている。2015年12月には、ドイツのシーメンスがアルジェ市近郊において140kmに渡る鉄道の近代化に係る契約を締結したと発表。契約金額は3億4000万ユーロで、SNTF（国鉄）との合弁企業、Estel Rail Automationが実施する¹⁰⁹。

道路

全国の道路網は11万2,000キロで、うち2万9,500キロは国道である。政府は大規模な道路網の近代化を図っており、2006年には国土を横断する全長1,216kmの東西高速道路建設に着手しており（囲み記事参照）、また、南北を結ぶサハラ横断高速の建設は、アルジェリア担当部分の90%まで完了している。

東西横断高速道路については、2006年4月、国土東西横断高速道路建設プロジェクトを中国企業のコンソーシアムCITIC-CRCCと日本企業のコンソーシアムCOJAAL（鹿島、大成、西松、間組、伊藤忠からなる共同企業体）が受注。3工区のうち東工区の約400km分をCOJAALが約5,400億円で落札した。2007年3月に着工したが、資源調達や地盤に対する技術的問題、治安の悪化などにより工事は大幅に遅れ、政府による支払拒否が発生、2011年に工事は中断した。2012年には示談が成立したかに見えたが、政府との交渉は長引いており、2014年6月に鹿島は第3国であるフランスの仲裁機関に仲裁を申請するに至っている。工事の進捗率は約80%で未払金は約1,000億円に上る。

電力（再生可能エネルギー以外）・水

¹⁰⁸ AFP、2011年10月31日付記事

¹⁰⁹ エル・ワタン 2015年12月13日付記事

国内の発電最大出力は2013年末時点で前年比16%増の1万5,000MWに上り、生産量は59.9TWh（前年比4.2%増）であった。これらの電力は30万4,000kmの電送網を通じ国内各地に輸送されており、アルジェリアの電化率は99.9%に上る。2013年には、Koudiet Eddraouchのコンバインドサイクル発電所を含む新たな19の電力発電所（合計出力1,300MW）の運行が開始されている。

2013年12月、ソネルガスは6つの発電所建設契約を韓国のサムスン（2か所）、現代エンジニアリングとデューのコンソーシアム（2か所）、スペインのデューロ・フェルゲーラ及び韓国のGS/Daelimとそれぞれ締結。契約総額は40.4億ドルに上り、2015年から2017年の運行開始を目指している。これらの発電所に設置される発電機は8月に締結された19億ドルの契約に基づきゼネラルエレクトリック（GE）が提供する。¹¹⁰

国内にはベニ・サフ、スキクダ、スクトラタなどに日量20万立方メートルの造水能力を持つ海水淡水化施設が建設され、現在、9基の施設が稼働している。シンガポール・ハイフラックス（Hyflux）は、スクトラタでマレーシアのマラコフ（Malakoff）と提携、海水淡水化工場建設に参画している。

2008年7月、ソナトラックとソネルガスの子会社のアルジェリア・エネルギー会社（Algerian Energy Company）は、世界最大級の海水淡水化施設の建設をハイフラックスへ委託した。本プロジェクトは、アルジェリア西部のオラン県にあるエルマグターに、1日50万立方メートルの淡水化能力を持つ施設を建設するもので、総工費は4億6,800万ドル、うち30%はハイフラックスからの出資、残り70%はアルジェリアの国営銀行コンソーシアムからの融資でまかなう。施設の完成予定は2011年8月であったが、同年7月に発生した火災により延期され、2014年11月10日に開業した。ハイフラックス・オペレーティング・メンテナンス・アルジェリア（HOMA）がTMMスパ（Talhiyat Miyah El Mactaa）との契約で今後25年間、管理・運営を行う。

（7）世界銀行のDoing Businessランキング等

世銀が各国の投資環境ランキングをまとめた「Doing Business 2016」報告書によると、アルジェリアは世界189カ国中163位で、過去2年間で10位順位を下げている。その理由として、他国に比べ事業の立ち上げ、遂行に要する手続きの数が多く、膨大な時間と費用がかかることが指摘されている。また、対外貿易環境では176位、企業設立では145位、建設許可取得では122位など、ほとんどの分野で100位以下となっている。

（8）投資の際の注意事項

対アルジェリア直接投資は、石油・ガス部門のほか、携帯電話やセメントなど比較的短期間に投資回収が見込める部門（特に湾岸諸国からの投資）など、製造部門よりサービス部門に集中している。

石油・ガス部門の自由化促進を目指した2005年法が2006年7月には自由化に逆行する方向で再修正された。2006年に制定された投資促進法も、2008年から2009年にかけての政府規制や2014年の予算法等によって大きな修正が加えられたことなどから、アルジェリアの法制上の安定性や投資保護の原則を疑問視する声も外国企業の中では大きい。

¹¹⁰ Ecofin 2013年12月18日付記事

IMF の 2014 年の報告書¹¹¹では、2009 年に可決された補正予算法には、貿易自由化のペースを落とし、外国直接投資を減退させ、経済の多角化に逆効果となる要素が盛り込まれていたことから、ビジネス環境を改善するための更なる構造改革への取り組みが必要と指摘している。また、アルジェリア経済が現下の世界経済停滞の情勢下で大幅な減速を免れている要因として、為替相場の統制、公的部門の比重の高さ、アルジェリア金融機関の国際化の遅れといった経済自由化措置の進展の遅れが反作用している点を挙げつつ、政府が銀行民営化計画と消費者金融の育成に消極的であると指摘。この他改善を要する点として、商取引に関する法律の近代化、商業活動に適用される刑法の削減、債権回収制度の改善、効果的な資金洗浄防止措置、金融仲介業の障壁撤廃、通貨政策における金融界と中央銀行間のさらなる連携に関して、必要な法改革がなされるべきであるとしている。

一連の法改正が実効性を伴う形で施行されれば、投資手続規制の緩和や外国企業との提携プロジェクト実現に至る期間短縮といった、内外投資家の要望に応えるものとなる。

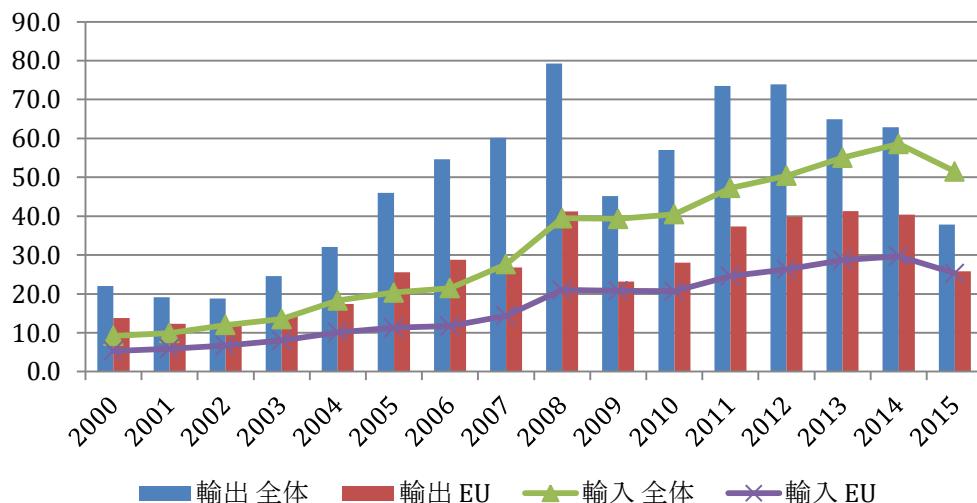
6. アルジェリア-EU 関係

EU は、アルジェリア貿易において最大相手国（地域）であり、2015 年には輸出の 68.3%、輸入の 49.2%を占めた。輸出入額はそれぞれ 258 億ドル、253 億ドルに上るが、前年比で 36.1%、14.62% の減少を記録した。

連合協定の実施により EU からの輸入は増加したが、対 EU アルジェリア貿易収支は 2014 年まで大幅な黒字であった。輸出品目の多様化は進んでおらず、輸出の 96.7%は原油、鉱物資源であり、EU に取って第 3 の供給国。EU からの輸入は主に機械、輸送用機器（37.4%）、農産物（15.4%）、化学物質（10.6%）、鉄鋼（9.9%）から構成される。特に農業は、EU 各国やモロッコなどの第三国と比較すると競争力がない。ベンユーン商務大臣はヨーロッパ市場への参入技術・規制環境の要求が厳しく、アルジェリア企業にとりハードルが高い点に言及している¹¹²。

しかし、2015 年には原油価格の暴落の影響で輸出が激減したこと、対 EU アルジェリアの貿易収支は均衡状態を得る結果となった。

図 6：アルジェリア対外貿易と対 EU 貿易（単位：10 億ドル）



¹¹¹ Rapport du FMI No. 14/161, ALGERIE: ÉVALUATION DE LA STABILITÉ DU SYSTÈME FINANCIER

¹¹² アルジェリア情報サイト Tout sur l'Algérie、2014 年 11 月 23 日

外国直接投資の面でも、EU はアルジェリアにとって重要な位置を占めている。非炭化水素部門における 2002～2014 年間の FDI 累計総額（申請ベース）では、EU 諸国が占める割合は 22.1%で 5,195 億 DZD に上り、雇用創出数では 29%、プロジェクト数は 238 件で 42%に至る。

(1) EU アルジェリア連合協定

概要

EU は地中海諸国と一大自由貿易圏を構築することを目標に、貿易自由化をはじめとする政治・経済・文化面での相互協力の強化をうたった連合協定を近隣諸国と締結しており、アルジェリアとは 2002 年に締結、2005 年に発効した。

アルジェリアと EU との間の連合協定は、政治対話、人権尊重、テロ対策、司法・内務、貿易の促進、サービス市場の自由化、経済・社会・文化面での協力をを目指す内容となっている。

アルジェリア経済は天然ガスと石油の輸出に完全に依存しているため、協定に基づく市場開放に対処するには民営化をはじめとする経済の抜本的改革が不可欠と見られており、関税障壁の完全な撤廃実施まで 12 年間の猶予期間が確保された。国内生産されていない原料や工業製品（工業製品全体の 39% にあたる）の関税は 2005 年発効時に即時撤廃されたが、主要な工業製品の輸入関税の段階的撤廃は、2007 年 9 月より開始されている。

EU との連合協定における関税引き下げの内容

【工業品目】

2,076 品目（関税率表 Chapter 25～97 の工業原料・半製品）：同協定 Annex 2 に該当。関税（5%、15%）及び暫定追加税（DAP）（12%）の即時撤廃（VAT17%のみの課税となる）。

【農業品目】

- ① 87 品目（関税率表 Chapter 3、5、23 の水産品）：EU 協定 Protocol 4 に該当。関税及び DAP を 100～25% の減税率で全部ないし一部減免。
- ② 50 品目（農産物加工品）：EU 協定 Protocol 5 に該当。関税及び DAP を 100～20% の減税率で全部ないし一部減免。活性酵母・食料加工品・ビール。輸入割当制（枠外は従来通りの課税）。
- ③ 114 品目（肉類・種ジャガ・粉乳・食用油・砂糖・穀類等）：EU 協定 Protocol 2 に該当。輸入割当制。枠内は関税及び DAP を 100～20% の率で全部ないし一部減免。枠外は従来通りの関税・DAP 適用。

【1,102 品目（農/資本財・エネルギー品目）】

2007～2012 年に関税（15%、30%）の段階的遞減。

【1,964 品目（消費財）】

2007～2016 年に関税（15%、30%）の段階的遞減。

連合協定施行の現状

アルジェリアでは、連合協定は大部分が EU 側に利益をもたらしたという印象をもたれている。2009 年 6 月の第 4 回アルジェリア-EU 連合協定評議会では、商務省ザーフ貿易局長が「アルジェリアは、EU への輸出 1 ドルに対し、EU から 20 ドル輸入している。」と語り、連合協定発効後もアルジェリアから EU 向けの輸出は最小限に留まっていることを指摘。2010 年 6 月には、協定によるさらなる不均

衡と EU からの直接投資の増加が実現しないことを指摘するとともに、EU が商品・資本の自由な流通を奨励する一方、人の移動に関しては厳格な規制をかけていることも批判した。これに対し欧州委員会側は、連合協定による関税撤廃は、EU-アルジェリア間貿易におけるお互いの占める割合を示しつつ大きな影響を与えていないことを説明。また 2008 年の EU からの輸入品に対する関税優遇率は 4.7% で、それ以外の国に対する関税率 7.1% と比べ大きな差がないため、連合協定が与えているインパクトは小さいと主張した。

2010 年 6 月、欧州委員会とアルジェリア農業・地方開発省は共同で、アルジェリア農産品の EU 市場へのアクセスに関するセミナーをアルジェで開催¹¹³。EU 側から果実及び野菜の輸出入に関する専門家が招かれ、EU 市場の関税制度、輸入条件や優遇措置などについて説明があった。また、アルジェリア側のロジスティックの未整備、輸出に対する支援不足、生産者、輸出業者、専門家間のネットワークの未発達などが問題として指摘され、アルジェリアを代表する農産品の戦略的開発や、オーガニック農産品の認定制度の導入などが提案された。同様のセミナーは 2012 年 12 月にも開催されている。

同時に開催された第 5 回連合協定評議会では、アルジェリア政府から連合協定内で合意された段階的関税撤廃スケジュール及びリストの修正変更についての正式要求がなされた¹¹⁴。段階的関税撤廃スケジュールの 2017 年から 2020 年への変更、EU から輸入される農業品 36 品目のリストからの削除、アルジェリアにとって不利と考えられる工業品 1,740 品目のリストの再検討が要求され¹¹⁵、8 回に渡る協議の末、2012 年 8 月に合意に達した¹¹⁶。その結果、1,058 品目の関税免税措置が撤回または凍結され、2010 年時点で 18% にあった関税撤廃率も 2012 年 12% へと後退している。

2012 年より始まったアルジェリアと EU の自由貿易を目的とする段階的関税撤廃プロセスの進捗状況は芳しくない。5~15% の関税が課される原材料、化学分野の産業機器、金属工業、建設等に関わる 2,076 品目は発効後の 3 年間で、農業設備品、医薬品、電子機器・同部品など 1,100 品目はその後の 3 年間で撤廃もしくは削減が目指されたが、目標は部分的にしか達成されず、アルジェリアの輸出を増加させることなく欧州からの輸入が増加する結果になった。要因としては、欧州では多くのアルジェリア産品（例：砂糖、穀類、油）が政府の補助と価格統制を受けた小売価格で販売されているため消費者には関税引下げの影響が少ないと、また、アルジェリアの貿易に関する国内システムが専ら輸入手続き面でしか機能していないことが挙げられる。行政、港、銀行、運送業者、税関、保険会社等は依然として輸入業務に注力し、輸出可能な商品の生産部門にとって輸出に際する一連の手続が明確でなく、手続き当事者の電子処理能力が十分でないこともあります。処理に時間がかかる場合が多い。その結果、農産物は出荷段階で既に傷んでしまうなど輸出先の規格にそぐわず欧州市場から突き返されてしまうこともあるようだ。2014 年時点で、アルジェリアの農林水産事業者や食品輸出企業が、連合協定で予定されていた欧州向け輸出数量枠に到達する道のりはまだ長いと考えられる¹¹⁷。

(2) 経済協力プログラム¹¹⁸

EU はアルジェリアに対して、1995 年より地中海諸国支援事業（MEDA）プログラムを通じた経済援

¹¹³ 在アルジェリア EU 連合代表部、Revue de la délégation de l'Union européenne en Algérie Juillet/Août 2010 n°14

¹¹⁴ ラ・トリビューン、2010 年 6 月 16 日付記事

¹¹⁵ 政府系通信社アルジェリ・プレス・サービス、2012 年 2 月 6 日付記事、同 2 月 18 日付記事

¹¹⁶ 地中海経済情報サイト「エコノストラム」2012 年 8 月 24 日付記事

¹¹⁷ 仏大学経済研究機関 GATE 掲載論文 « L'Accord d'association Algérie-UE : un bilan-critique »

¹¹⁸ European Neighbourhood and Partnership Instrument, Algeria Strategy Paper 2007-2013、EU Neighbourhood info Center

助を行っている。MEDA プログラム（1995～99 年）では、民間部門振興と社会・経済活動の支援のために 5 年間で 1 億 6,400 万ユーロの資金援助が決定された。しかし、国内の治安悪化やアルジェリア行政執行能力の限界などが理由で、実際に行われたのは決定された支援金の約 18% にあたる 3,000 万ユーロのみに終わった。その後、MEDA II プログラム（2000～06 年）が導入され、主に法制度改革、メディア・NGO 支援などのガバナンス支援が行われた。7 年間の支援額は 3 億 3,880 万ユーロに上る。

主に国営公社に対する欧州投資銀行（EIB）の融資プロジェクトは、1980 年に開始された。2012 年までに実行された支援は 27 億 1,900 万ユーロ、主な融資対象は、炭化水素・エネルギー、インフラ事業、観光資源の保護事業などとなっている。

2007 年からは「国別指標プログラム」による援助が開始された。「2007～2010 年国別指標プログラム」では、企業の競争力強化、雇用改善、司法部門改革、下水道／汚水処理整備など 2 億 2,000 万ユーロにのぼる様々な支援が行われた。同プログラムには、中小企業、国営銀行、中央官庁における経済部署の各近代化計画も含まれる。2010 年 6 月には「2011-2013 年国別指標プログラム」が合意され、前プログラムから 4.2% の援助額増となる 1 億 7,200 万ユーロの支援が決定された。環境保護、文化遺産保護、社会経済開発、運輸、連合協定執行支援、経済多様化（特に漁業・養殖業）の部門への支援、公共行政機関の近代化支援が盛り込まれた¹¹⁹。2014 年 11 月、オランにて EU アルジェリア間協力プログラムが発表された。アルジェリアの高等教育機関に対し、以後 4 年間で、EU、アルジェリアそれぞれが 215 億ユーロ、171 億ユーロを支出し、高等教育・科学研究分野の近代化と現在進行中の教育機関の改革支援を行う。

2014 年 12 月には、アルジェリアと EU 間で 2 つのパートナーシップ協約が調印された。1 つ目は地方生産者の能力開発、農産物の市場への参入促進、商品の品質改善を目指した農業、地方開発分野に対する協約（2,000 万ユーロ、アルジェリア側分担金は 1,000 万ユーロ）。2 つ目は社会的弱者層の人材開発と育成、社会参加の実現を目的とする 4,340 万ユーロ（アルジェリア側分担金は 2,340 万ユーロ）の生活環境改善に関わる協約である。実施期間は 4 年間で、2015 年 1 月に 10 県を対象に開始される。以降、他県でも実施していく予定。

7. アルジェリア-日本関係

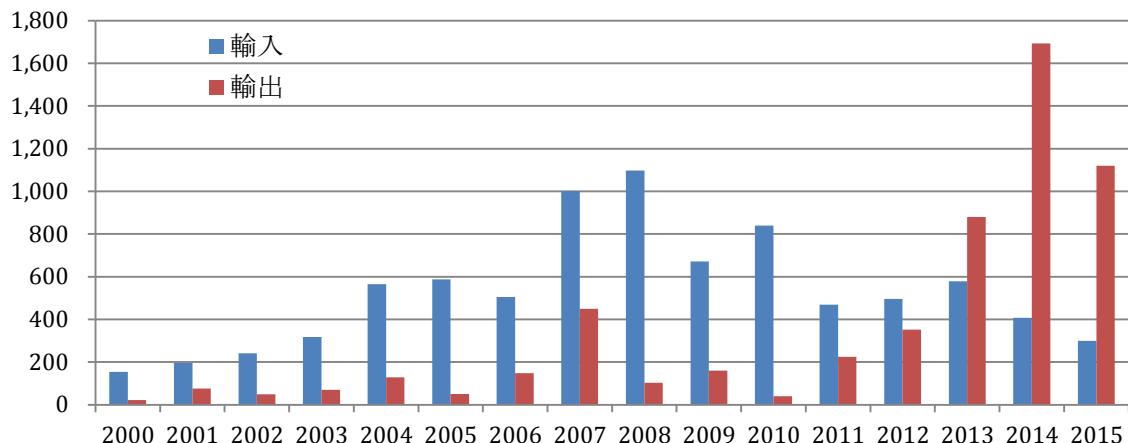
(1) 貿易関係

2014 年の日本からの輸入額は 407 億 8,000 万円で、前年の 578 億 5,000 万円から大きく後退した（29.5% 減）。2013 年に輸入全体の 55% を占めていた自動車が前年比 49.9% 減の 158 億 6,000 万円に落ち込んだほか、建設・鉱山用機械、荷役機械などの一般機械（16.1% 減）、ゴム製品での減少が目立つ原料別製品（5.8% 減）での減少が影響した。一方、日本への輸出額は 1,693 億 7,000 万円と前年比 92.4% 増加。ほぼ 100% が液化天然ガス、石油製品などの炭化水素関連製品である。2012 年まではアルジェリア側の貿易赤字が続いていたが、2013 年に貿易黒字に転換、2014 年は黒字幅が大きく増加した。

2015 年の両国間の貿易はアルジェリアの黒字が継続している。日本からの輸入額はさらに 299 億 9,000 万円に落ち込み、前年比 26.5% 減を記録。日本への輸出額は 1,119 億 8,000 万円で前年比 33.9% 減となり、他国と同様、石油価格の暴落による対アルジェリア輸入額の大幅な減少がその原因となっている。

¹¹⁹ European Union External Action 2014 年 12 月

図 7 : アルジェリアの対日本貿易



(出所：日本財務省貿易統計)

表 10 : 日本からの輸入 (単位 : 千円)

| 品目 | 2013 年 | 2014 年 | | |
|-------|------------|------------|--------|--------|
| | 金額 | 金額 | 構成比 | 前年比 |
| 輸送用機器 | 31,682,468 | 15,863,336 | 38.9% | △49.9% |
| 原料別製品 | 10,954,232 | 10,322,165 | 25.3% | △5.8% |
| 一般機械 | 10,602,711 | 8,892,436 | 21.8% | △16.1% |
| 電気機器 | 3,562,363 | 4,529,255 | 11.1% | 27.1% |
| 合計 | 57,848,506 | 40,784,711 | 100.0% | △29.5% |

(出所：財務省貿易統計)

(2) 投資関係

日本企業の最初のアルジェリア進出は 1964 年に始まる。以降、石油・天然ガスなどの炭化水素部門を中心に拡大（1990 年代はテロ活動の活発化により一部撤退）。現在、日系企業のアルジェリアの拠点数は、各社の現場事務所を含め 17 社、現地法人との業務提携を合わせれば 24 社に上る¹²⁰。日本外務省の海外在留邦人数調査統計（平成 27 年要約版）によると、在留邦人数は 249 名となっている。

アルジェリアは日本企業にとってプラント市場となっており、炭化水素部門におけるプラント建設工事や関連インフラ建設を受託し活動する企業が目立つほか、自動車や機械類の輸入を行う商社 6 社が進出している。また、現地法人との代理店契約を通じ、自動車、電気機器製品などが存在する。

2009 年 9 月には、ソニー（Sony Gulf FZE）が、アルジェリアのハスナウイ・マルチメディア・グループ（Groupe Hasnaoui Multimédia）とパートナー契約を結んだ。これにより、同社はアルジェリアにおけるソニー商品の正式な販売権を持つこととなった。同時にソニーのショールーム開設も行われた。2012 年 9 月には、ハスナウイ・マルチメディア・グループ社長が、同社製品の組立工場を 2013 年に設立の可能性について言及していたが、ソニーは 2014 年 2 月に液晶テレビ事業を来期分業化し収益構造の改善を計るとしており、実現性は不透明である。

2012 年 1 月、日立とエレクトロラックスの独占代理店であるライアン社が、両社の家電製品の展示シ

¹²⁰ 在アルジェリア日本大使館ヒアリング

ヨールームを開設した。ライアン社は日立コンシューマプロダクツ社とアンナバでの日立ブランド冷蔵庫の製造工場建設に関する合意協定を締結している。

両国間では投資協定の交渉が行われており、2013年5月に開催された第2回日・アルジェリア政策協議では1月のテロ事件が二国間関係に与える影響を最小限にとどめ、治安・テロ対策における協力を含む政治・経済関係を強化していく意向が表明され、また、具体的な関係強化策として官民合同経済委員及び日アルジェリア投資協定第二回交渉の早期開催が合意された¹²¹。

2015年2月には日本企業代表団がアルジェリア訪問。観光、工業、農業、新技術分野での投資の可能性を探った。

(3) 近年の大型プロジェクト受注実績

炭化水素

2000年代半ば以降、日本企業による大型プロジェクトの受注が相次いだ。ソナトラックの海上輸送子会社であるハイプロック（HYPROC）は輸送能力の増強を目指し、日本のユニバーサル造船、名村造船所にLNGタンカーを発注した。また、ソナトラックは2005年11月にAET（American Eagle Transport）と商船三井との間で、原油タンカー3隻を購入・運営するための合弁会社設立（ソナトラックが50%、残りはAETと商船三井が出資）に関する合意書に調印した。タンカーはハイプロックにリースされる。

2007年4月、IHIと伊藤忠商事が共同で、アルジェリアでの液化石油ガス（LPG）プラント建設に関する約1,200億円の契約を獲得した。年産約300万トンの分離・液化トレインが西部アルズーに建設された（2010年8月完成）¹²²。

2009年6月には、日揮がアルジェリア南部ガッシ・トワイユでの天然ガスプラントのEPC契約を締結¹²³、2014年2月に竣工した。年産36億立方メートルのガス処理能力があり、日産1,200万立方メートルの処理が可能。

2011年5月、日揮はイナメナス天然ガス田の生産レベルを1日あたり約3,000万立方メートルに維持するため、ガス処理プラント向け圧縮プラント建設を含む契約をソナトラック及び提携企業の英BP、ノルウェーのスタットオイルの合弁会社と2億1,300万ドルで締結した。2013年8月に工事は完了予定だったが、2013年1月16日に起きたイスラム過激派による人質事件により多大な人的・物的被害を受けた。2014年より生産業務を再開している。

2011年8月には同社アルジェリア法人JGCアルジェリアと共に、ビル・セバ地区での原油処理プラント建設プロジェクトのEPC契約をグループモン・ビル・セバ（Groupement Bir Seba）（ベトナム石油公団、対石油公社、ソナトラックのコンソーシアム）と4億5,000万ドルにて締結している¹²⁴。工期は31ヵ月と予定されている。

¹²¹ 在アルジェリア日本大使館ホームページ、2013年5月15日

¹²² 伊藤忠商事プレスリリース（2010年8月30日付）

¹²³ 日揮プレスリリース（2009年6月8日付）

¹²⁴ 日揮プレスリリース（2011年8月30日付）、El Moudjahid 2011年8月28日記事

2014年10月、伊藤忠商事は、現代重工業株式会社（韓国）と共に、ソナトラックの海運子会社ハイプロック社向けの新造LNG船2隻、オプション1隻を受注した¹²⁵。伊藤忠商事は契約調印に至るまでの協力、本船引渡しまでの履行支援を担う。竣工は2016年末から2017年前半を予定している。

2015年6月、神戸製鋼は、同社米国子会社のMidrex Technologiesとルクセンブルグのエンジニアリング会社Paul Wurthのコンソーシアムが、アルジェリアで建設中のトルコのTosyali Algeria製鉄所向けMIDEREX®直接還元鉄プラント建設を受注したと発表した¹²⁶。稼働開始は2017年の予定。

建築・土木工事

2006年4月に、国土東西横断高速道路建設プロジェクトを中国企業のコンソーシアムCITIC-CRCCと日本企業のコンソーシアムCOJAAL（鹿島、大成、西松、間組、伊藤忠からなる共同企業体）が受注した。約1,200kmの高速道路を3工区に分けて建設するもので、そのうち東工区の約400km分をCOJAALが約5,400億円で落札した。工期は当初40ヵ月の予定だったが、2007年3月の起工以降、工事の進捗は大幅に遅れ、支払い義務をめぐる問題から2011年8月には既存工区の工事が中断。以降も様々な問題により遅れている。

2008年4月、三菱重工は、韓国の大宇建設と共同で、アルジェリアの大規模肥料製造プラントを契約総額24億ドルで受注した¹²⁷。発注者は、オマーンのスハイル・バハマン（Suhail Bahwan）グループとソナトラックの合弁企業アルジェリア・オマーン肥料会社（Algeria Oman Fertilizer Company、El Djazairia El Omania Lil Asmida）。550名の雇用を生み、うち70%が現地採用職員である。2014年末に生産が開始されている。

（4）経済協力関係

アルジェリアへの経済協力は、90年代の内政混乱により制限されていたが、2003年に再開、主に技術協力および無償資金協力援助が実施されている。重点分野としては、災害対策と環境保全の2分野のほか、各種産業分野での人材育成が挙げられる。2006年3月には、アルジェリア-日本間で技術協力協定が発効、日本の技術協力によるアルジェリアの経済開発への一層の貢献が期待されている。なお、アルジェリア政府が債務負担能力向上のために採択した対外借入抑制政策に伴い、2005年4月以降、新規円借款供与は実施されていない。

一般無償資金協力案件としては、2005～2006年に水産無償資金協力「漁業養殖技術学院訓練機材整備計画」（供与限度額合計：6億7,000万円）が実施され、その第1弾として、操船シミュレーターや電機、電子、冷藏技術に関する訓練用機材が供与された。2008年2月には第2弾として最新機器を搭載した漁業訓練船「ベンザザ（Benzaza）丸」（同船の価値は4億8,800万円とされる）がアルジェリア側に引き渡された。2013年には関係政府機関の能力向上を目指した「テロ対策法制度強化計画」（供与限度額5,800万円）を（国連薬物犯罪事務所を通じて）実施した。「草の根・人間の安全保障」無償資金協力では、2007年「ベシャール孤児院改修・整備計画」（970万円）、2011年「サウラ職業訓練施設機材整備計画」（960万円）、2012年「セティフ県障害者医療教育施設ミニバス配備計画」（600万円）が実施されている。また、アルジェリアの文化向上への貢献のための一般文化無償資金協力も行われ

¹²⁵ 伊藤忠商事プレスリリース（2014年10月17日付）

¹²⁶ 神戸製鋼プレスリリース（2015年6月23日付）

¹²⁷ 三菱重工業プレスリリース（2008年4月23日付）

ており、2006 年には「アルジェリア国立図書館移動図書館車整備計画」(供与限度額 7,700 万円) が実施されている。

技術協力分野では、2005 年～2008 年及び 2009 年～2012 年にかけて「アルジェリア環境監視能力開発プロジェクト」が実施された。国土整備・環境省付属の環境・持続可能な開発監視機関 (ONEDD) による環境モニタリングシステム強化の目的で、専門家派遣、機材供与、また研修員受け入れなどが行われた。本事業第 1 フェーズは事実上ゼロからの出発であり、達成度は基礎レベルにとどまったため、フェーズ 2 では、ONEDD の環境管理能力を向上させると共に、地方研究所及び観測所からなる環境モニタリングシステムの構築が目指された。2010 年には、「サハラ・ソーラー・ブリーダー研究センタープロジェクト (通称: アポロ計画)」に合意、オラン科学技術工科大学のサハラ太陽エネルギー研究センター、サイダ大学、国立サハラ地方再生可能エネルギー研究所に対し、ソーラーブリーダー (ソーラーシリコン工場と太陽光発電所) の技術開発の可能性の検証作業に要する実験機材の供与を開始した。

2013 年までの援助実績累計は、有償資金協力がマイナス 2,436 万ドル (有償資金協力累計は為替レートの変動によりマイナスになることがある)、無償資金協力が 889 万ドルの、技術協力が 6,947 万ドルとなっている。また、日本政策金融公庫 (JFC)・国際協力銀行 (JBIC) による融資累計は 2013 年度末で 345 件、9,718 億円である¹²⁸。炭化水素関連事業への対ソナトラック融資が大半を占める。

¹²⁸ 日本政策金融公庫・国際協力銀行、年次報告書 2014 年

8. 外国直接投資プロジェクトリスト¹²⁹

2015年

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | 分野 | 雇用数 | 投資額 |
|-----------------------|--------|---|---------------|-----|----------|
| Petrofac | イギリス | ソナトラックと共同出資でエンジニアリングとプロジェクト遂行専門の JV49/51 を創設 | エネルギー | - | - |
| Hyflux | シンガポール | 現地子会社 HOMA 設立。現地の AEC と ADE との JV47-53 による建設。オランの海水淡水化施設の管理（25 年契約） | 水、環境、都市サービス | - | 4.91 億ドル |
| General Electric | アメリカ | ソナトラックとの JV51/49。石油ガスプラントの建設 | 産業設備 | - | 27 億ドル |
| Hyundai | 韓国 | 現地企業 Global Motors との JV51-49 で、El Madher にバス・トラクターの組立工場を設置 | 自動車 | | |
| Ozmert | トルコ | Tamazoura に新たな鉄鋼生産工場を建設 | 金属・リサイクル | | |
| Ortiz | スペイン | 現地公共企業の Alrecc t の JV で、El Harrach にプレハブ用パネル工場を設置 | 公共事業、不動産、インフラ | | |
| Novartis | スイス | Oued Smar での工場に対し 2 年間の投資計画を開始 | 医薬品 | | |
| Merck KGaA | ドイツ | 現地企業 Novapharm との JV を通じ、Bou-ismail に糖尿病と高血圧の製薬工場を建設 | 医薬品 | | |
| Rocket Internet / AIG | フランス | 2012 年に開設したアフリカ初のオンライン予約サイト Jovago がアルジェに事務所を設置 | 観光、飲食 | | |

2014年

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | 分野 | 雇用数 | 投資額 |
|---------------|-----|--|------------|-----|-----|
| Nestlé | スイス | オランにアルジェリア 2 番目の Nespresso 店をオープン。アルジェに 3 店舗目を予定 | 観光事業・飲食業 | - | - |
| Etihad Airway | UAE | アブダビ・アルジェ間フライトを週 3 回のペースで 2015 年 6 月 17 日より開始する | 交通、ロジスティクス | - | - |

¹²⁹出所：ANIMA <http://www.animaweb.org> 2012 年以前のプロジェクトについては、2013 年 3 月発行のジェトロ「アルジェリアの経済・貿易・投資」を参照。

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | 分野 | 雇用数 | 投資額 |
|----------------------------|-----|---|--------------|-----|-----------|
| Endress Hauser | ドイツ | 機械設備およびオートメーション化専門会社。アルジェリア市場での発展・支援のための子会社開設 | 機械・機械設備 | 5 | - |
| Konica Minolta | 日本 | 光学機材専門で、アルジェリアの販売会社 SCI/Anwa と共同出資で Dely Brahim に出店する | 一般向けエレクトロニクス | - | - |
| Suntory/Orangina-Schweppes | 日本 | 現地ミネラル飲料水グループの Saida による当多国籍企業ブランドの発砲飲料水やジュース等生産を許可する取決めに調印 | 食品 | - | 5,000万ユーロ |

2013年

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | 分野 | 雇用数 | 投資額 |
|-----------------------|-------|--|-----------------|-----|-----|
| Tekna Chem | イタリア | セメント化学混合剤専門会社。Teknachem AlgérieとのJV。現地 Hasnaoui と共に Sidi Bel Abbès 工業地帯に設立する。 | ガラス・セメント・鉱物・木・紙 | - | - |
| Riva y Garcia | スペイン | Birtouta にある女性・新生児用衛生用品製造会社である Cepro Cellulose Processing に出資 (Riva y Garcia は2008年より同社株主)。 | ガラス・セメント・鉱物・木・紙 | - | - |
| Grupo Puma | スペイン | 現地の Hasnaoui と組み Grupo Pumal Algérie を通し Sidi Bel Abbès での各種モルタル生産を行い JV の Mat Peint Algérie を設立 | ガラス・セメント・鉱物・木・紙 | - | - |
| Saica | スペイン | アルジェリアの Tonic Industrie と Gipec と共に紙と段ボールのリサイクルと生産専門会社を設立 | ガラス・セメント・鉱物・木・紙 | - | - |
| AfricInvest-TunInvest | チュニジア | 段ボール専門の現地中小企業 Général Emballage の少数株主持分獲得 | ガラス・セメント・鉱物・木・紙 | - | - |
| PSA Peugeot Citroen | フランス | Bordj Bou Arreridj、Djelfa、Tebessa、Tiaret、Batna、Alger、Constantine 県に複数の販売代理店をオープン。 | 自動車 | - | - |
| Bosch | ドイツ | 現地フランチャイズの GH Multimédia を通してアルジェに初のショールームおよび販売アフターサービスをオープン。 | 自動車 | - | - |

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | 分野 | 雇用数 | 投資額 |
|---------------------------------|--------|---|---------------|-------|-----------|
| GBH/Saida | フランス | シトロエンのアルジェリアでの販売元の子会社が新たな販売所をオープンし、2013年に350名の雇用を発表。 | 自動車 | - | -- |
| Europactor | スペイン | 公営会社のENTPとJV40/60立ち上げ道路工事機械をコンスタンチーヌのAIN-SMARAで製造する。 | 機器・機械設備 | 250 | 840万ユーロ |
| Sampo Hydraulics | フィンランド | JV38/62のCMA-Sampoに投資し、Sidi Bel Abbèsで刈り取り機と脱穀機生産。年間1,000台生産が目標。 | 機器・機械設備 | - | 3,200万ドル |
| Same Deutz Fahr | イタリア | トレムセン工業地帯にトラクター組立工場と養成所設置のため現地AgroIndustrieと組む。 | 機器・機械設備 | - | - |
| Amal Groupo | ポルトガル | BatimetalとENCCとJV提携し炭化水素在庫置場製造専門工場を設立 | 金属・リサイクル | 1,400 | 1,100万ユーロ |
| FrameMax | アメリカ | 現地BatimetalとJVでローコストの資材工場設備管理会社としてFramentalを立ち上げる。 | 金属・リサイクル | 300 | - |
| Jet Alu | モロッコ | 現地Cevitalとの提携でアルジェリアに子会社設立。ファード工事・トランスペアレント建築専門。 | 金属・リサイクル | - | - |
| Qatar Steel/Qatar International | カタール | Qatar SteelとQatar MiningのジョイントベンチャーであるQatar Internationalは現地のSider及びFNIとJV49-51を立ち上げ、ジギエルに製鉄コンビナートを開設する | 金属工業・再生利用処理 | 3000 | 20億ドル |
| Vincent Industrie | フランス | アルジェリア民営会社とJV49/51でAurès Solaireを開設。Batnaに輸出専用のソーラーパネル工場建設する。 | 電気・電子設備 | - | 1,000万ユーロ |
| Schneider Electric | フランス | 現地会社RemelecとSalgepemと変圧器と中圧電池生産の3つのライセンスを契約 | 電気・電子設備 | 25 | - |
| Borghi | イタリア | OAICのための30のメタルサイロ製作を第一契約としてBatimetalとJV40/60設立。 | 機器・機械設備 | - | 650万ユーロ |
| Médiatel | チュニジア | JV49/51として現地のHb Technologieと光ファイバー設置専門のMédiatel Algérieを設立 | 電気設備・エレクトロニクス | - | - |
| LG Electronics | 韓国 | Birtoutaでテレビとエアコン生産に乗り出すアルジェリアの中小企業Bomareと組む。 | 電子機器 | 140 | 1,500万ユーロ |

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | 分野 | 雇用数 | 投資額 |
|-----------------------|--------|--|-----------------|-----|----------|
| GL Events | フランス | アルジェにイベント専門会社として現地子会社 GL Events Algerie 開設 | エンジニアリング・企業サービス | - | - |
| AfricInvest-TunInvest | チュニジア | 中小企業設備専門の Maghreb Leasing Algerie の少数株主持分獲得 | エンジニアリング・企業サービス | - | - |
| Sifaris | フランス | 現地市場参入のためアルジェリアの EAC と提携 | エンジニアリング・企業サービス | - | - |
| Villar Mir/Fertiberia | スペイン | 現地 Asmidal との JV66/34 で、子会社 Fertial の生産増加を目指し 2018 年まで投資 | 化学・プラスチック加工・肥料 | - | - |
| Adara | トルコ | プラスチック配管工事用材を製造するアルジェリア・トルコ共同出資会社。現地での生産力を強化する。 | 化学・プラスチック加工・肥料 | 60 | - |
| Cobermetal | ポルトガル | 現地 Batimetal と提携し Sidi Ameur での建設用外装材製造工場を開始 | 公共事業(土木・建設)サービス | 100 | 350 万ユーロ |
| ENI | イタリア | ソナトラックと提携しアトラス山脈の未開拓地域の共同探鉱を行う | エネルギー | - | - |
| Alitalia | イタリア | 2013 年 3 月より、ローマ・オラン間新路線を開設 | 交通・ロジスティック | - | - |
| Evergreen Marine | 台湾 | 世界第 4 位の用船会社で現地 Lazhar Hani と組み Green Algérie の名でアルジェリア子会社設立 | 交通・ロジスティック | - | - |
| GoFast/Aigle Azur | フランス | 2013 年夏に向けてパリ、マルセイユ、リヨン、トゥルーズ発アルジェ、オラン、セティフ行運行強化 | 交通・ロジスティック | - | - |
| Alonso/Nina Maritima | スペイン | 貨物便のラインをジェノバ港・アルジェリアの Mostaganem 港間で開始。 | 交通・ロジスティック | - | - |
| Air Malta | マルタ共和国 | 2013 年 6 月 17 日よりアルジェーバレッタ間週 2 回の便を開始。 | 交通・ロジスティック | - | - |
| Emirates Airline | UAE | ドバイ - アルジェ間週 7 便に増便。 | 交通・ロジスティック | - | - |
| Afriqiyah | リビア | リビア国営航空会社は 2014 年 1 月より週 2 回のペースでアルジェ行きを開通。 | 交通・ロジスティック | - | - |

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | 分野 | 雇用数 | 投資額 |
|--|-------|---|-----------------|-----|-----|
| Icflix | UAE | インターネット上の映画供給会社がアルジェリア市場開拓のために現地放送を開始 | ソフトウェア・IT サービス | - | - |
| Newhotel | ポルトガル | ホテル業管理ソフトウェア専門会社。現地市場での展開のためにアルジェに代表連絡事務所開設 | ソフトウェア・IT サービス | - | - |
| Société générale/ Société générale Algérie / | フランス | アルジェリアのインターネット上購入サイトの e ペイメントを設定するために現地会社 SATIM との協約を調印した。 | ソフトウェア・IT サービス | - | - |
| Kipco/ United Gulf Bank | バーレーン | AGB 銀行の現地子会社がアルジェリア SATIM と協約調印。アルジェリアのインターネット上購入サイトの e ペイメント設定を行う | ソフトウェア・IT サービス | - | - |
| BPCE/Natixis | フランス | バックオフィスのための 50 名の雇用をアルジェリアに移転 | 銀行・保険・その他金融サービス | 50 | - |
| AfricInvest-TunInvest | チュニジア | 中小企業向けインターネットアクセスプロバイダー Icosnet の少数株主持分を獲得 | 情報通信 | - | - |
| Al-Aberah/Dal's Burgers | ヨルダン | アルジェにファーストフードの Dal's Burger を 2 店舗開業。現地会社との JV49-51 で、2018 年までに 20 店舗開業予定 | 観光事業・飲食業 | 100 | - |
| Rezidor | ベルギー | 現地ディベロッパー Bali Promotion がアルジェに建設する Carlson Radisson Blu ホテルの管理権を獲得。(2015 年第 1 四半期オープン予定) | 観光事業・飲食業 | - | - |
| Nestlé | スイス | 現地フランチャイズの Daba を通しアルジェリア初 Nespresso 店オープン。他地域にも展開予定。 | 観光事業・飲食業 | - | - |
| Lafarge | フランス | Batistore の名で Rouiba に建築資材のスーパーをオープン。2016 年までに複数店舗オープン予定。 | 流通 | - | - |
| GB Auto | エジプト | 現地の Rahmoune と組み中国ブランド「Geely」の自動車販売 JV を設立 | 流通 | - | - |

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | 分野 | 雇用数 | 投資額 |
|---|-------|--|-----------|-------|------------|
| Newhotel | ポルトガル | ホテル業管理ソフトウェア専門会社。現地市場での展開のためにアルジェに代表連絡事務所を開く。 | ソフトウェア | - | - |
| AfricInvest-TunInvest | チュニジア | 食品中小企業の NCA の 30%の株獲得 | 食品 | - | - |
| ECP-Emerging Capital Partners | アメリカ | アルジェリアでの Pepsi.Co 飲料の瓶詰を行う Atlas Bottling Corporation の資本に投資 | 食品 | - | - |
| 武田薬品工業 | 日本 | さらなる市場拡大のためマグレブ諸国において初の事務所をアルジェに設置。 | 医薬品 | - | - |
| Cofares | スペイン | 生産・販売技術力強化のため民間の Biopharm 研究所と提携。 | 医薬品 | - | - |
| Riva y Garcia | イギリス | 同グループの投資基金がイギリス DPI、ドイツの開発機関と共に Biopharm 研究所の資本 49%を買収。 | 医薬品 | - | - |
| Gulf Pharmaceutical Industries(Julphar) | UAE | アルジェに現地 PCH との JV(49/51)。医薬品製造工場を設置。 | 医薬品 | - | - |
| AfricInvest-TunInvest | チュニジア | 抗生素質製造専門の中小企業 Inpha Médis の少数株主持分獲得 | 医薬品 | - | - |
| Merck KGaA | ドイツ | 現地 Novapharm と JV を組み Bou-ismail で糖尿病と高血圧対策の医薬品工場を設立 | 医薬品 | - | - |
| IBM | アメリカ | 電子集積回路チップ構想と生産支援のため CDTA と戦略的パートナーシップを結ぶ | 電子部品 | - | - |
| Celma | スペイン | アルジェリアの Leather Industry と組み Chéraga の靴工場での生産再開と養成所設置を行う | 服飾・高級アパレル | - | - |
| Ringelsan | トルコ | 公営グループの C&H と JV30/70 設立。Relizane 県にスポーツウェアとメリヤスの工場を稼働させる。(下記分も同プロジェクト内) | 服飾・高級アパレル | 3,000 | 1,000 万ユーロ |
| Ringelsan | トルコ | 公営グループの C&H と JV30/70 設立、ベジヤイアにタウンウェアとワークウェアの製造工場を稼働させる | 服飾・高級アパレル | - | - |

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150176>

アルジェリアの経済・貿易・投資

作成者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-5180（海外調査部中東アフリカ課）
<http://www.jetro.go.jp>

禁無断転載